

婦人労働資料 No. 79

婦 人 労 働 の 実 情

— 1959 年 —

労働省婦人少年局

は し が き

「婦人労働の実情」は1952年から毎年ひきつづき刊行しておりますが、これはその1959年分をとりまとめたものです。

1959年の経済のうごきを見ると、1957年5月の金融引締め政策の実施にともなつて縮小した日本経済は、翌58年上半期まで低迷の状態をつづけましたが、その後生産は徐々に増加して景気は回復へと向かい、59年に入ると急激に上昇し、労働経済は最近になくいちぢるしい改善のあとを示しました。

このようななかで、婦人労働はどのような動きをみせたのでしょうか。1959年の女子労働力人口はやや伸びなやみをみせていますが、雇用・労働市場・賃金等は順調に上昇の傾向を示しています。また質的な面からみても、女子雇用者の年令、勤続年数が一般に年を追つて伸び、有配偶者が増加していること、賃金の規模別格差や男女格差が縮小したことなどが特徴としてあげられましょう。

この小冊子は、総理府統計局労働力調査、同就業構造基本調査、労働省毎月勤労統計調査、同労働異動調査、同賃金構造基本調査、文部省学校基本調査、その他の労働統計のなかから婦人に関するものをひろい、これに簡単な説明を試みたものです。より詳しい資料をごらんになりたい方のためには、別刊「女子保護の概況」「労働組合のなかの婦人」——いずれも1959年分——などの資料を参考にしてください。

1960年8月

労働省婦人少年局

目 次

I 婦人の就業	1
1. 労働力人口	1
2. 就業者	4
3. 雇用者	9
4. 労働市場状況	21
5. 失業者	33
II 婦人の労働条件	37
1. 賃金	37
2. 労働時間、日数	49
3. 職場における諸規定からみた男女労働者の待遇	52
III 婦人の労働保護状況	55
1. 労働基準法における婦人の保護	55
2. 労働基準法中女子に関する条文の違反	56
3. 母性保護規定の実施状況	57
4. 婦人と労働衛生	64
5. 婦人と労働災害	67
IV 労働組合のなかの婦人	69

I 婦人の就業

1957年の金融引締政策によつて一時縮小した日本経済は1958年後半から再び上昇傾向となり、これにともなつて労働経済も改善をみせはじめ、更に1959年に入つてから労働事情は急速に好転しました。婦人の労働力人口^(注1)は1955年以降はやや伸びなやみをみせていますが、前年よりは幾分上むきとなつて、年平均1794万人(前年1783万人)を示し、男子を含めた総労働力人口の40.5%を占めています。また女子就業者^(注2)を農・非農別にみますといずれもその動きは小さく、さらに従業上の地位別^(注3)にみてもきわだつた動きはみられません。しかし操短の影響を受けた繊維工業を除いたその他の産業における女子雇用者は着実に増加の傾向を示しています。また一般に女子雇用者の年令、勤続年数は年を追つて伸び、有配偶者が増加する等大きく変化してきています。

(注1) 「労働力人口」とは15才以上人口のうち就業者と失業者との合計をいいます。

(注2) 「就業者」とは労働力人口のうち完全失業者を除いたものをいいます。すなわち調査(注: 総理府統計局労働力調査)期間中に収入を伴う仕事に1時間以上従事した者、および仕事を持ちながら一時的に仕事を休んでいる者のうち収入のある者(雇用者で休業中も賃金の支払いを受けている者および自営業主で休業中もその家族従業者や雇用者が働いている者)をいいます。

(注3) 就業者を従業上の地位別に次のように分類します。

自営業主——自分だけ、自分と家族だけ、あるいは人を雇つて個人経営の事業を営んでいる者。

家族従業者——業主の家族で、給料賃金をもらわずに、その業主の営む事業に従事している者。

雇用者——雇われて働き、給料賃金などをもらっている者。

1. 労働力人口

1959年における女子労働力人口の増加は、低調だつた前年の6万増にく

らべますとやや持ち直して11万人の増加となつています。しかし数年前には年々30万人前後増加していたこととくらべると、上昇率は鈍く、1955年をピークとして伸びなやみの傾向がみられます。

この状況を総理府統計局の労働力調査(注1)によつてみますと、1959年平均の総労働力人口は4428万人、このうち女子は1794万人で前年より11万人の増加、男子は2634万人で49万人増、前年にひきつぎ男子の増加が優勢を示しています。従つて労働力人口の男女別構成比も1955年以降、次第に女子の割合が下り、本年も前年よりやや低下して40.5%(前年40.8%)、男子

表 1 15才以上人口、労働力人口、非労働力人口
(1955~59年)

		15才以上人口	労働力人口	非労働力人口	労働力率	労働力人口の 男女別構成比
		万人	万人	万人	%	%
女	1955年平均	3059	1715	1341	56.1	41.3
	1956年 "	3126	1741	1382	55.7	41.2
	1957年 "	3195	1777	1415	55.6	41.0
	1958年 "	3261	1783	1474	54.7	40.8
	1959年 "	3335	1794	1537	53.8	40.5
男	1955年平均	2847	2442	402	85.8	58.7
	1956年 "	2914	2494	417	85.6	58.8
	1957年 "	2981	2560	418	85.9	59.0
	1958年 "	3047	2585	458	84.8	59.2
	1959年 "	3121	2634	484	84.4	59.5

注 1) 従来労働力調査は14才以上人口を対象としていたが、1959年より15才以上を対象とすることに改められた。従つて本表中1958年以前の各項の数字についても15才以上を対象として再集計した結果を用いた。

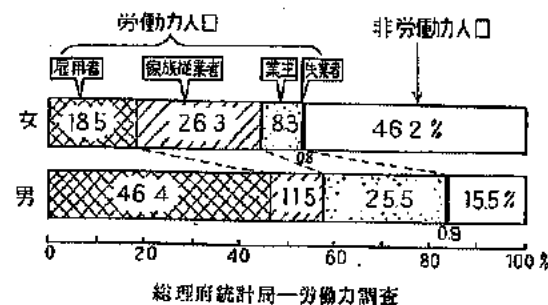
2) 数字はすべて調査結果の實数に推定乗率を乗じたものの千位以下を4捨5入したものである。従つて15才以上人口は労働力人口と非労働力人口の合計に必ずしも一致しない。

3) 労働力率とは、15才以上人口中に占める労働力人口の比率である。

総理府統計局——労働力調査

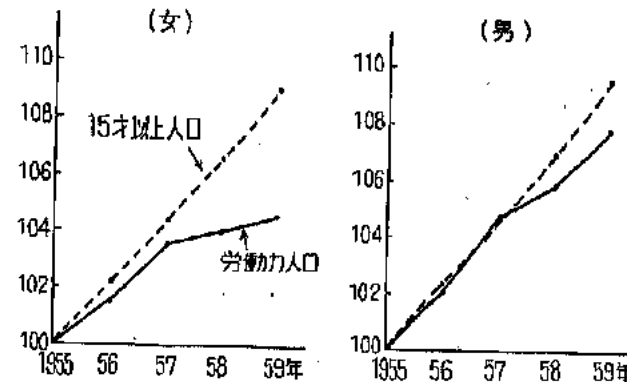
は上昇して59.5%(前年59.2%)となりました。一方、満15才以上の年平均人口は女子3335万人、男子3121万人で、男女とも前年より74万人増加していますので、15才以上人口中に占める労働力人口の割合(労働力率)は女子53.8%、男子84.4%と、前年の54.7%、84.8%にくらべるといずれも低くなつています。(表1、図1、2)

図1 労働力、非労働力人口の割合 (1959年)



総理府統計局——労働力調査

図2 15才以上人口並びに労働力人口の推移 (1955~59年) (1955年=100)



注) 表1注1を参照

総理府統計局——労働力調査

なお、女子労働力人口の年令構成の推移を1959年12月と前年同月との比較からみますと、15~19才の若年層がひきつぎ減少の傾向を強くみせています。

女子の非労働力人口(注2)は労働力人口の伸びが小さかつたことと対応的

に増え、63万人増の1537万人（増加率4.3%）となりました。なかでも15～19才の若年令層における非労働力化の傾向が前年に引きつづいてみられます。なおこの傾向は男子にもみられる現象です。

（注1）従来、労働力調査は14才以上人口を対象としていたが、1958年より15才以上を対象とすることに改められました。従つて1958年以前の数字についても再集計した結果を用い、それにより対前年比較を行ないました。

（注2）「非労働力人口」とは15才以上人口のうち労働力人口以外の人口をいいます。例えばまだ学校に通っている人、家庭にいる人、老人、病人等で現在就業意思のない人、または就業できない人々をいいます。

表2 主な活動別非労働力人口
(1959年)

		(単位 万人)					
		総数	家事	通学	病氣	老令	その他
実数	女	1537	1026	208	74	172	58
	男	484	13	235	83	93	60
比率 %	女	100.0	66.8	13.5	4.8	11.2	3.8
	男	100.0	2.6	48.6	17.1	19.2	12.4

総理府統計局—労働力調査

2. 就 業 者

女子労働力人口のうち就業者は前年より8万人増加して年平均1768万人、総就業者数の40.5%を占め、前年に引きつづき増加がにぶつています。完全失業者(註)は2万人増えて25万人、女子労働力人口の1.3%となっています。

女子就業者を年令別にみますと20～39才の年令層が最も多く約半数を占めていますが、前年に比べますと40～64才の高年令層が増加してきているのが目立ちます。(表3)

また女子就業者の配偶関係を1959年7月の総理府統計局の就業構造基本

表3 年令階級別就業者数
(1958～59年)

(単位 万人)

		計	15～19才	20～39才	40～64才	65才以上
女	1958年12月	1760	218	876	589	78
	1959年12月	1768	219	879	595	76
男	1958年12月	2552	241	1254	921	135
	1959年12月	2602	242	1294	933	133

注) 表1の注1を参照

総理府統計局—労働力調査

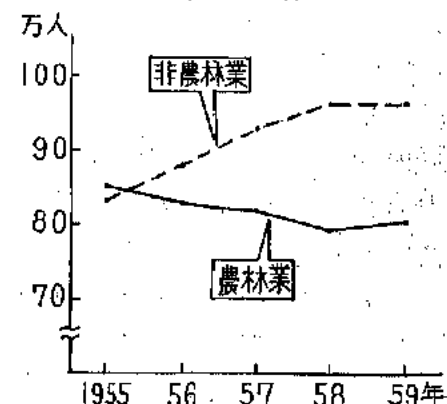
調査によつてみますと、女子就業者1536万人のうち未婚の女子は、486万人（女子就業者総数の31.7%）、夫のある女子は830万人（54.1%）、夫と死別または離別した女子は217万人（14.1%）となっています。前年9月の労働力調査によりますと、女子就業者のうち未婚31.2%、有配偶53.9%、死離別14.9%で、未婚者と有配偶者が増加し、死離別者は減少しています。

（注）「完全失業者」とは労働力人口のうち就業者を除いた者をいいます。すなわち調査期間中1時間も就業しない者（休業中でも収入のある者を除く）の中で、就業が可能でこれを希望し、かつ、求職活動を行つている者をいいます。

—産業別にみた女子就業者—

女子就業者を更に農林、非農林別にみますと、年々減少傾向を示していた農林業、逆に年々増加していた非農林業ともに、本年は余り大きな動きをみせていません。すなわち、農林業は前年より8万人増の804万人、非農林業は1万人増の965万人となっています。農林業・非農林業の構成は45対55で、男子の28対72に比べると依然として農

図3 農・非農別女子就業者数の推移
(1955～69年)



総理府統計局—労働力調査

林業就業者の多いのが特徴的といえましょう。(図3)

非農林業の就業者数が伸びなかつたのは、従来増加の著しかつた製造業、卸小売・金融保険・不動産業、サービス業が減少ないしは増加が少かつたため、製造業は13万減、サービス業は1万減と減少し、卸小売・金融保険・不動産業は6万人増加していますが、例年に比べると増加が少くなつています。(表4)

表4 産業別就業者数
(1958~59年) (単位 万人)

		全産業	農林業	非農林業							
				計	漁業、水産養殖業	鉱業	建設業	製造業	卸小売、金融、保険、不動産業	運輸、通信、ガス水道業	サービス、公務
女	1958年	1760	796	964	11	6*	25	294	328	27	259
	1959年	1768	804	965	12	7*	28	281	334	30	258
男	1958年	2552	751	1801	43	48	180	568	423	190	242
	1959年	2602	733	1868	47	54	194	571	427	199	262

注 1) 表1の注1を参照 総理府統計局—労働力調査
2) *印の数字は誤差率が大いから特に注意して使用されたい。

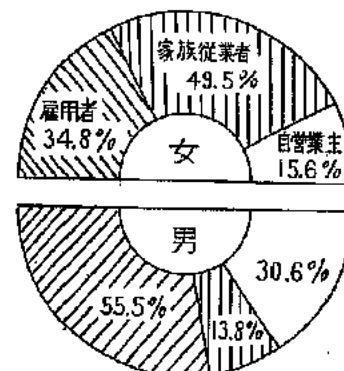
—従業上の地位別にみた就業者—

女子就業者をその従業上の地位別にみますと自営業主276万人(女子就業者の15.6%)、家族従業者875万人(49.5%)、雇用者616万人(34.8%)、これに対し男子は自営業主795万人(30.6%)、家族従業者358万人(13.8%)、雇用者1445万人(55.5%)で、男子は雇用者が半数以上を占めているのに対して女子は家族従業者が約半数を占めているのが目立ちます。このように近代化的労働関係にある雇用労働者が比較的少く、家族従業者が多いのはわが国の女子就業者の一つの特色ですが、特に零細経営の多い農業では、女子を主とする家族従業者の労働力に負うところが大きく、農林業の女子

就業者のうち家族従業者は82.8%(非農林業21.8%)の高率を占めている現状です。(図4、図5)

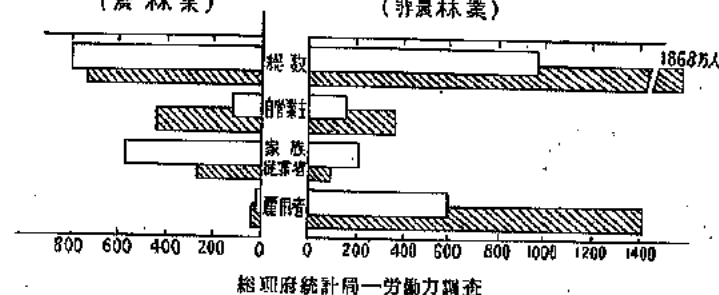
しかし年々雇用者が増加し、家族従業者が減少していく傾向は本年も変わりません。なお、この年の家族従業者の減少は少く前年より16万人減、これと対応して雇用者の増加も少く15万人増となっています。自営業主は前年より8万人増加しています。

図4 就業者の従業上の地位別構成
(1959年)



総理府統計局—労働力調査

図5 農・非農および従業上の地位別就業者数 (1959年)
(農林業) (非農林業)



総理府統計局—労働力調査

前述の農・非農別女子就業者のうち農林業が増加しているのは、家族従業者の減少が比較的少かつたのに対し、自営業主が13万人増加していることによるもので、男子の農林自営業主が減少していることからみて、おそらく出かせぎに出る男子に代わつて女子が業主となつたいわゆる「主婦農業」の増加によるものと考えられ、この傾向が年々強まつていくことは注目されます。

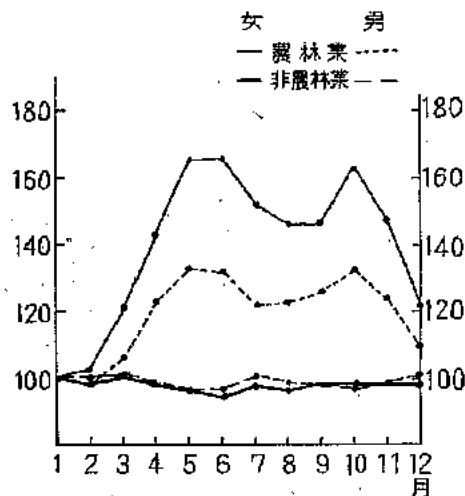
また、女子自営業主のうち8%(男子は15%)は雇用者を雇つて事業を営んでおり、残りの92%(男子は85%)は雇用者を雇わずに自分だけ、あるいは自分と家族だけで事業を営んでいます。雇用者を雇っている女子自

営業主は卸小売・金融保険・不動産業とサービス業に比較的多く、製造業、農業などにも若干みられます。

——女子就業者の季節的変動——

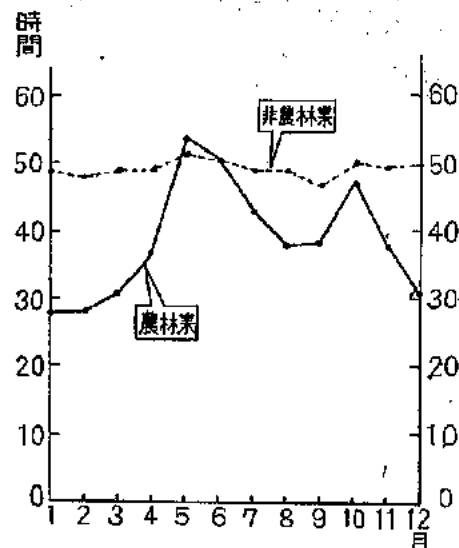
女子就業者の特色の一つとして、季節による数の変動が大きいということがあげられます。前にも述べた通り、女子就業者の約半数が農林業に従事しておりますが、わが国の農業は規模の零細なものが多く、しかも主として家族労働にたよっているため、季節的な繁閑によつて農林業に従事する女子就業者の数にも大きな変動を生じています。5、6月および11月は農繁期で就業者数は急激にふくらみ、12月から2月までは農閑期で激減します。最高の6月は954万人、最低の1月は574万人とその差は400万人近くに開いています。男子の農林業就業者もやはり季節的な変動は

図6 就業者の季節的移動
(1959年) (1月=100)



総理府統計局—労働力調査

図7 農・非農別女子就業者の週間合計就業時間の月別推移 (1959年)



総理府統計局—労働力調査

免かれませんが、女子低とはげしい差はみられません。一方、非農林業には農林業のように大きな波はみられませんが、5、6月には就業者がやや減少し、12月には増加して、農業と逆の現象をみせています。これは農繁期には農耕に、農閑期には非農林業に移動する就業者があるためと考えられます。(図6)

就業時間についても農林業と非農林業では異った様相を示しています。農林業女子の週間合計就業時間は38.4時間(男子46.1時間)ですが、最高の5月には53.4時間、最低の1、2月には27.8時間と近い開きがあります。非農林業では女子の週間合計就業時間は49.3時間(男子52.9時間)で農林業より約11時間長くなっていますが、季節による波はあまりみられません。(図7)

3. 雇 用 者

女子雇用者数は、ここ数年来、毎年50万人前後の増加を示していました。1959年に至り増加がやや緩慢となつて前年より15万人増(対前年増加率2.5%)で年平均616万人となっています。一方、前年には増加の少かつた男子は72万人(対前年増加率5.2%)増加して年平均1445万人となっています。従つて、年々上昇していた雇用者総数中に占める女子の割合は、この年はじめてわずかに低下し、29.9%(前年30.5%)を示しました。(表5)

このように婦人雇用の伸びがふるわなかつたのは、婦人を多数に雇用する繊維工業が操短の影響により上半期は大巾な減少をみせていたこと、前年の景気後退下にも着実な伸びをみせていた卸小売・金融保険・不動産業、サービス業など第三次産業部門が伸びなかつたこと等が原因となっているものと思われます。

しかし、1955年を100とした指数により5年間の推移をみますと、56年のいわゆる神武景気の時期、57年後半から58年にかけての景気後退の時期

表5 雇用者数の推移
(1955~59年)

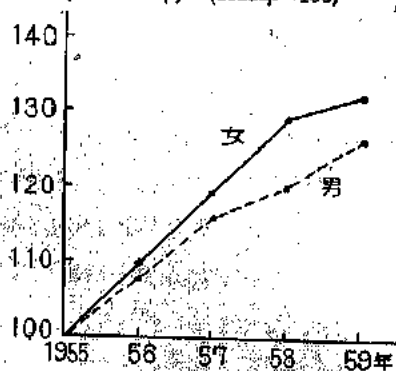
	計	女	男	雇用者総数 中女子の占 める比率	増加率(1955年=100)	
					女	男
1955年	万人 1606	万人 465	万人 1141	% 29.0	100.0	100.0
56	1741	512	1229	29.4	110.1	107.7
57	1877	554	1323	29.5	119.1	116.0
58	1973	601	1373	30.5	129.2	120.3
59	2061	616	1445	29.9	132.5	126.6

注) 表1の注1を参照

総理府統計局——労働力調査

にも変わらず鋭い上昇線をえがき、59年にはやや鈍化したとはいえ、指数は132.5に達しています。男子は女子に比べるとややゆるやかな上昇線を書き59年には指数126.6となっています。(図8)

図8 雇用者数の推移
(1955~59年) (1955年=100)

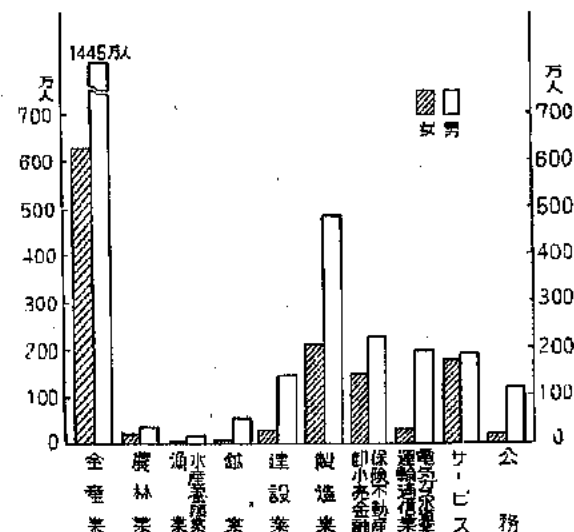


注) 表1の注1を参照

総理府統計局——労働力調査

——産業別にみた女子雇用者——
616万人の女子雇用者がどのような分野にひろがっているかを産業別にみますと、製造業に最も多く207万人(女子雇用者の33.6%)、ついでサービス業に170万人(27.6%)、卸小売・金融保険・不動産業140万人(22.7%)で、この3産業に女子雇用者の84%が集中しています。(図9)
このうち増加数の最も多いのはサービス業で前年より8万人増、ついで卸小売・金融保険・不動産業の4万人増ですが、いずれも前年の21万増、18万増に比べると増加が少なくなっています。なお詳細にみますと、金融保

図9 産業および男女別雇用者数
(1959年)



総理府統計局——労働力調査

険業、サービス業では6、7月頃から年末にかけて雇用は例年と逆に縮小する傾向にあり、卸売小売業では漸増していますが、その伸びはゆるやかになっています。

また、製造業ではこの年はじめて雇用者数が減少し前年より8万人減となりました。これは繊維工業が9万人減という大巾な減少をみせたことによるものです。繊維工業では前年にひきつづき59年上半期まで操業短縮の影響を受けて雇用は縮小し、下半期からは回復の方向に向かったとはいいながら年平均女子雇用者数は77万人でここ3~4年の繊維工業女子雇用者数(1955年78万人、56年85万人、57年81万人、58年86万人)を下廻っています。しかし繊維工業を除いたその他の製造業における女子雇用者数はひきつづき増加(1955年85万人、56年98万人、57年121万人、58年129万人、

表6 産業別女子雇用者数の推移
(1957～59年)

	女子雇用者数			雇用者総数中女子の占める比率		
	1957年	1958年	1959年	1957年	1958年	1959年
	万人	万人	万人	%	%	%
全産業	554	601	616	29.5	30.5	29.9
農林業	21	17	20	30.4	37.0	37.0
非農林業	532	584	596	29.4	30.3	29.7
漁業、水産養殖業	2	2	2	11.1	12.5	10.0
鉱業	5	5	6	8.7	9.8	10.5
建設業	25	24	27	17.1	15.4	15.8
製造業	201	215	207	31.4	31.4	30.0
繊維工業	81	86	77	66.9	66.2	63.6
その他の製造業	121	129	131	23.2	23.2	23.0
卸小売、金融保険、不動産業	117	136	140	36.2	37.8	38.5
運輸通信、電気ガス、水道業	26	26	28	12.6	12.5	12.7
サービス業	141	162	170	46.5	49.1	47.9
公務	16	15	16	14.0	12.2	12.1

注) 表1の注1を参照

総理府統計局——労働力調査

59年131万人)の傾向を示しています。(表6)

このように製造業中、女子雇用者を最も多数擁している繊維工業はここ数年来減少ないしは停滞しているのにひきかえ、繊維工業以外の産業は年々増加の傾向をたどっている。製造業女子雇用者の中に占める繊維工業女子雇用者の割合は年々減少し、4年前の1955年には47.6%を占めていたのが59年には37.2%に減少しています。

次に労働省の毎月勤労統計調査により常用労働者30人以上の事業場における女子雇用者の動きをみますと、雇用者数は月を追って着実に増加し、59年12月末には前年同期の14.7%の増加(男子は14.5%増)を示しています。

す。ここでも繊維工業の増加は鈍く5%上昇したに過ぎません。一方、増加の著しいのは電気機器の43.9%増、一般機械29.2%増、輸送用機器20.4%増、食料品15.9%増などで、これら好況産業への女子雇用の増大を物語っています。

最も上昇率の高い電気機器製造業のなかでも特に増勢のめざましいのはラジオ製造業、有線通信機器製造業ですが、労働省が行なった事例調査(注)によりますと1955年末から1959年末までの4年間に、ラジオ製造業では男子161%増に対し女子246%増、有線通信機器製造業では男子69%増に対し女子184%増と、いずれも女子労働者が飛躍的に増加しています。

(注) 1960年2月労働省が、技術革新が雇用に及ぼす影響をみるために、全国の機械工業を中心とする規模500人以上の38事業場を抽出、調査したものです。

——常用、臨時、日雇別にみた雇用者——

労働力調査により女子雇用者を常雇、臨時雇、日雇別(注)にみると、常雇539万人、臨時37万人、日雇40万人、雇用者総数中に占める比率はそれぞれ87.5%、6.0%、6.5%となっていて、男子に比べると常雇の占める比率が低く、臨時、日雇の占める比率が高くなっています。(表7)

(注) 労働力調査という「常雇」とは雇用期間について別段の定めなく雇われている者をいい、「臨時」とは1ヵ月以上1年以内の期間を定めて雇われている者をいい、「日雇」とは1ヵ月未満の契約で雇われている者をいう。

——労務者・職員別にみた雇用者——

雇用者を事業場の生産現場において直接生産業務に従事する労務者と、労務者以外の管理、事務、技術などの部門に働く職員とにわけてみましょう。1959年4月に行なった労働省の賃金構造基本調査によりますと、製造業に雇用される女子の81.7%は労務者、18.3%は職員で、労務者が圧倒的に多くなっています。男子は労務者72.8%、職員27.2%で、女子の方が職員の占める割合が低くなっています。しかし、近年女子職員の増加率はき

わめて優勢で、全職員中に占める女子の割合は1954年の20.7%から5年間に25.4%と増加し、この方面の女子の進出を裏付けています。(表8)

表7 常雇・臨時・日雇別雇用者数
(1959年)

		総数	常雇	臨時	日雇
		万人	万人	万人	万人
実数	女	616	539	37	40
	男	1445	1318	53	75
比率	女	100.0	87.5	6.0	6.5
	男	100.0	91.2	3.7	5.2

- 注 1) 雇用期間について別段の定めなく雇われている者
2) 1ヵ月以上1年以内の期間を定めて雇われている者
3) 日々または1ヵ月未満の契約で雇われている者

総理府統計局——労働力調査

表8 労働別男女構成 (製造業)
(1954, 59年)

		1954年4月	1959年4月
労働者	計	100.0	100.0
	女	34.4	35.1
	男	65.6	64.9
職員	計	100.0	100.0
	女	20.7	25.4
	男	79.3	74.6

労働省——個人別賃金調査(1954年)
賃金構造基本調査(1959年)
『昭和34年労働経済の分析』より転載

——事業場の規模別にみた雇用者——

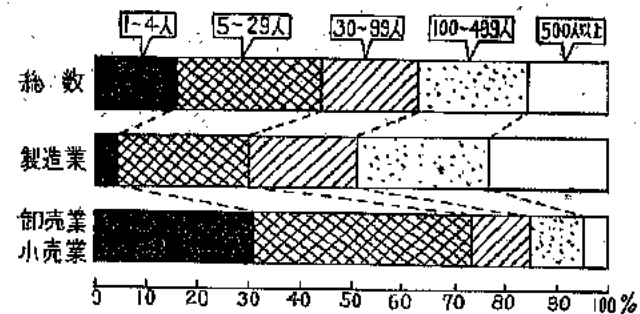
女子雇用者の事業場規模別分布を毎月勤労統計調査によつてみますと、

労働者数5~29人までの事業場に最も多く全体の27.7% (男子27.5%), 次いで30~99人の事業場に18.9% (男子19.4%), これに5人未満の零細事業場をあわせると女子雇用者の62.8% (男子56.5%) が100人未満の中小企業に働いていることになります。このほか100~499人の事業場に20.9% (男子21.9%), 500人以上の事業場に16.2% (男子21.6%) が働いています。このように大規模事業場に少なく、中小規模事業場に多く分布している傾向は男女とも同じですが、女子の方がやや小規模に多くなっています。

女子雇用者の規模別の分布状況は、各産業によつてもまた異つた様相を呈しています。運輸通信業、電気・ガス・水道業などの公益事業では大規模事業場に多く、卸売業・小売業は逆に小規模事業場に多くなっています。女子が多数雇用されている製造業と卸売業・小売業についてその規模別分布状況をみると、製造業では各規模にわたつて分散していますが、なお100人未満の中小事業場に働く女子は51.4%と半数を占めています。卸売業・小売業では5~29人の事業場に42.5%, 1~4人の事業場に31.1%と、あわせて30人未満の小規模事業場に73.6%が集中していることになります。

(図10) また製造業のなかでも女子の多い産業についてみると、繊維工

図10 女子常用雇用者の規模別構成
(1959年7月)



労働省——毎月勤労統計調査

業では46%が100人未満の事業場に働き、電気機器製造業では100人未満の事業場には22.8%と少なく、500人以上の大規模事業場に半数以上の52.1%が雇用され、化学工業でも100人未満の事業場には少なく27.0%、衣服その他の繊維製品製造業では中小規模事業場に多く70.8%が100人未満の事業場に雇用されている等、それぞれの産業によつて事情が異なります。

次に1959年1年間における女子労働者の入職状況を労働省の労働異動調査によつてみますと、各規模とも増加の傾向をみせていますが、特に500人以上の大規模事業場が大巾に増加しているのが目立ちます。更に常用工と臨時工(注)とに分けてみますと、女子常用工の入職は500人以上では前年の78.5%増、100～499人は47.3%増、30～99人は13.3%増、臨時工の入職は500人以上では142.0%増、100～499人は33.2%増、30～99人は19.0%増となつていて常用工、臨時工とも大規模事業場における増勢は著しく、前年には中小規模事業場の入職増加率が高く、大規模事業場の入職率が減少していたのに比べて、逆の傾向をみせています。とくに大規模事業場における臨時工の増加は著しく、電気機器、機械製造業などの産業にこれら不安定な労働者層である臨時工の比重が高まつてきていることは見逃ができません。

(注) 労働異動調査では、毎月勤労統計調査でいう常用労働者(期間をきめずに、または1カ月を超える期間をきめて雇われている者)を更に「常用名義の者」と「臨時・日雇名義」の者とに分けています。「常用名義の者」とは雇用契約期間の定めなしに雇用されるもののことで、いわゆる「本雇」「本工」「常用工」などをいい、「臨時・日雇名義の者」とは30日を超える期間を定めて雇用される臨時の労働者、いわゆる「臨時工」「臨時雇」などをいいます。従つて、日々または1カ月以内の期限を限つて雇われる臨時・日雇労働者は含んでいません。

——女子雇用者の特性——

さきに労働力人口および就業者の項で、高年令の婦人や既婚の婦人が非常に多く働いている現状をみました。しかし雇用労働者となると様子は大きく異なり、年令の若い未婚者が圧倒的に多いことがわが国の婦人労働者の特

色となつていることは、今日でも変わりありません。学校を出た婦人が職場に出て働くことは、近年では全くあたりまえのこととなつていますが、この人々の多くは結婚までの数年間を職場で過ごし、やがて退職して家庭に入り、他の若い人々と交替します。このような働く婦人のあり方が、男子と異なるさまざまな特性を生みだし、それがまた婦人の労働条件や、職場における地位などに大きな影響を及ぼしていることは見逃すことができません。次にこれらの特性のいくつかを1959年4月に行なわれた賃金構造基本調査から拾つてみましょう。この調査は8大産業における規模10人以上の事業場を対象として行なつたものです。

まず働く婦人は若いということですが、婦人労働者の平均年令は26.3才で、男子の32.8才とはかなりのひらきがみられます。(表9)年令別の分布をみますと、20才未満が30.8%、20～24才が31.6%、合計62.4%が25才未満の若い婦人によつて占められています。男子では25才未満の人は29.7%にすぎません。平均勤続年数は4.1年、男子は7.7年となつています。

また配偶関係を昭和30年の国勢調査によつてみますと、未婚者は全体の65%を占め、配偶者のある者は21%、夫と死別または離別した者は14%となつていて、男子の未婚38%、配偶者のある者59%と比べると逆の割合を示しています。

以上のことはいずれも職場に働く婦人が若いことを裏付けるものですが、しかしそうはいふものの、最近、婦人は年令が高くなつてもできるだけ長く働こうとする傾向があらわれてきています。1958年4月の賃金構造基本調査によりますと女子雇用者の平均年令は26.1才、勤続年数は3.9年で、59年は前年よりそれぞれ0.2才、0.2年長くなつており、また、年令別構成からみても、30才以上の女子の占める比率が、高くなつてきているのが目立ちます。更に5年前の1954年4月に労働省が行なつた個人別賃金調査では、平均年令25.4才、勤続年数3.6年で、これらを比較すれば一般に職場

表9 産業別年令および勤続年数の平均
(1959年4月)

	平均年令		平均勤続年数	
	女	男	女	男
産 業 計	26.3	32.8	4.1	7.7
鉱 業	34.8	36.0	5.8	6.9
建 設 業	30.4	34.9	3.4	5.9
製 造 業	25.9	31.8	3.9	6.9
卸 売、小 売 業	25.7	29.8	3.3	5.3
金 融、保 険 業	29.2	34.8	5.1	8.3
運 輸、通 信 業	26.5	35.0	6.2	11.4
電気、ガス、水道業	30.8	35.8	8.4	12.4

労働省—賃金構造基本調査

の婦人の年令、勤続年数ともに次第に高まってきていることは明らかです。

配偶関係についても、婦人少年局が行なう女子保護実施状況調査（規模30人以上を対象、従つて前記国勢調査の結果による比率とはやや差がある）によれば、1954年には女子労働者の中に占める有夫者の割合は14.2%であつたのが、1959年には17.8%と高くなつていて、結婚しても職場を離れずに続けて働く婦人が多くなつてきたことを示しています。（表33、図16）

また年令や勤続年数は、業種や職種、あるいは事業場の規模によつても多少の差がみられます。産業別にみますと鉱業、電気・ガス・水道業、建設業は女子の年令が高く、電気・ガス・水道業、運輸通信業などは勤続年数が長くなつています。（表9）更にこまかくみますと、製造業の中では製材・木製品製造業、パルプ製造業及び紙製造業、化学肥料製造業、鋼船製造修理業、鉄鉄铸件製造業、金融保険業の中の保険業、運輸通信業の中

の国有鉄道業などは平均年令が高くなつています。これに対し平均年令の低いのは製造業の中の綿紡績及び綿スフ織物業、毛紡績及び毛織物業、軽電気機器製造業、光学機器製造業、時計製造業、運輸通信業の中の民営旅客自動車運送業などは平均年令が低くなつています。表10は女子の多い職種を拾つて平均年令、勤続年数などを掲げたものです。

平均年令、勤続年数を企業規模別にみますと、まず平均年令は10～99人の事業場では比較的高く27.6才、100～999人では24.8才、1000人以上になると25.9才と、企業規模が大きい事業場では低いという傾向がみられます。これは大中企業においては女子を採用する場合、殆ど新規学卒者を対象としているためと思われます。平均勤続年数についてみますと10～99人では3.2年と短かく、100～999人では3.6年、1000人以上になると5.6年と長くなつて、年令とは逆に小企業ほど短かく、大企業ほど長いという傾向があらわれています。しかし規模1000人以上のうち、特に巨大企業といわれる5000人以上の事業場についてみますと、綿紡績および綿スフ織物業の平均年令21.9才、勤続年数5.0年、銀行の24.9才、6.3年を除いてはいずれも平均年令は高く30才以上を示し、勤続年数も7～8年と長くなつています。なお前年に比べますと、各規模とも平均年令、勤続年数とも高まつてきています。

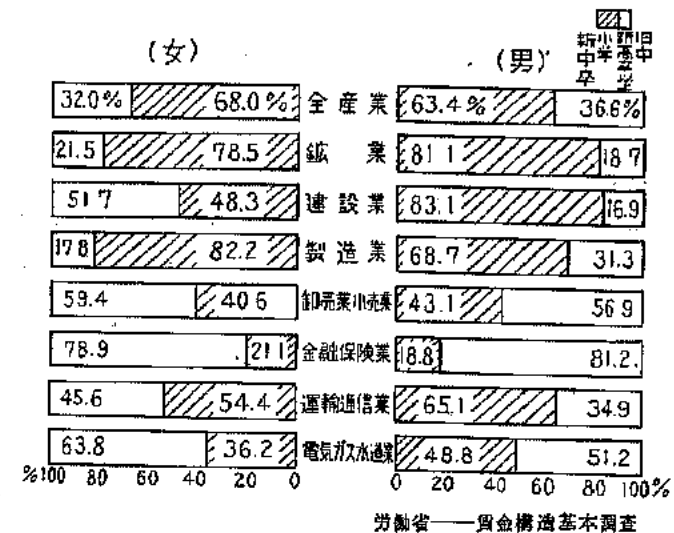
次に学歴別の分布状況をみますと、小学校・新制中学校卒業者は男子2.4人に対し女子1人の割合ですが、旧制中学校・新制高校以上の卒業者は男子2.9人に対し、女子1人となつていて、学歴が高くなるに従い女子の占める割合が低くなつていきます。これを前年および5年前の調査と比べますと、1954年には女子労働者のうち旧中・新高卒以上が25%を占めていましたが、58年には30%、59年には32%と、年々上級学歴者が増加してきているのがわかります。なお、このような傾向は男子においてもみられます。産業別に学歴構成をみますと、小学・新制中学卒業者の占める比率が

表 10 女子の主な職種別平均年齢、勤続年数、経験年数、
実労働時間数および給与額
(1959年4月)

産 業	職 業	平均 年齢	平均 勤続年 数	平均 経験年 数	平均月 間実労働 時間数	平均月間 きまつて 支給する 給与額
産 業 計		26.3	4.1	年 一	202	9,199
石 炭 鉱 業	手 掘 炭 堀	37.8	5.0	6.3	188	7,226
パ ン 菓 子 製 造 業	菓子包装工	23.3	3.6	3.6	207	7,462
た ば こ 製 造 業	巻 上 工	26.7	9.5	—	176	15,872
	装 置 工	28.5	11.6	—	174	17,304
製 糸 業	生糸繰糸工	21.5	4.3	5.0	196	5,931
綿紡績業及び綿スフ織物業	精 紡 工	19.9	3.3	3.6	200	7,831
	紡績糸仕上工	20.6	3.6	3.9	202	7,905
	織 布 工	23.6	3.8	5.0	224	7,442
毛紡績業及び毛織物業	精 紡 工	20.6	3.5	3.9	203	7,938
	紡績糸仕上工	19.9	3.6	3.8	198	8,067
	織 布 工	22.6	4.3	4.9	227	8,602
絹 人 絹 織 物 業	織 布 工	27.0	4.3	7.3	224	7,984
パルプ製造業及び紙製造業	紙検査員数工	28.5	6.2	6.6	192	11,207
化学繊維製造業	化繊再繰工	22.1	5.7	5.6	187	9,900
ゴ ム 製 品 製 造 業	ゴム靴成型工	22.0	3.2	3.6	203	8,074
通信機器、同関連機器製造業	操 練 工	21.5	2.8	2.8	196	8,383
時計、同部分品製造業	時計組立工	20.6	3.9	3.2	197	9,683
百 貨 店	販売店員	23.0	3.9	—	198	9,961
保 険 業	保険外務員	41.7	2.7	—	171	18,753
民営旅客自動車運送業	バス車掌	19.8	2.6	2.6	208	10,229
電 信 ・ 電 話 業	電話交換職	25.0	7.3	—	174	14,154

労働省——賃金構造基本調査

図 11 労働者の学歴別構成
(1959年4月)



高いのは製造業 (82.2%)、鉱業 (78.5%) など、旧中・新制高校以上卒業者の占める比率が高いのは金融保険業 (78.9%)、電気・ガス・水道業 (63.8%) などです。(図11)

また就職してからの職業教育の一種である事業内職業訓練についてみますと、1958年12月末現在の女子訓練生の数は3411人で、男子51289人の7%弱にしか当たりません。製造業に働く女子の数が男子の半分近くを占めていることを考えると、この割合は低く、女子が熱意度の高いすぐれた労働力となるためには、このような点にもまだ問題が残されているようです。

4. 労働市場状況

1959年の女子雇用状況は、景気の上昇に伴って前年より更に好転しています。その状況をまず労働力の給源と入職経路についてみることにしま

しょう。

——女子雇用者の給源——

非農林主要産業の規模30人以上の事業場を対象とした労働異動調査によつて、1959年中に新規に入職した女子雇用者の経歴をみますと、未就業でいた者が全体の55.4%で、そのうち新規学卒者は36.9%となつています。また一応職をもつていたものは44.6%で、前職の内訳は農林、水産業など第一次産業にいたものが4.1%、製造業、鉱業、建設業など第二次産業にいたものが17.4%、卸小売・金融保険・不動産業、運輸通信業、電気・ガス・水道業、サービス業、公務などの第三次産業にいたものが23.1%となつています。男子の場合は未就業者35.3%、既就業者64.7%で既就業者の方が多くなつています。

さらに女子入職者の年齢をみますと18才未満が31.0% (男子14.9%)、18~19才が27.2% (男子22.0%) で新規入職者の過半数は20才未満で占められており、新規学卒者に対する需要が大きいことを物語っています。また20~24才は19.1% (男子28.2%) ですが、25才以上になると急激に少なく、25~29才8.1%、30~39才9.1%、40才以上5.5%となつて、ここでも女子雇用者は「若い」という特性を裏づけています。これら若年令層の大部分は繊維、衣服、機械、電気機器、精密機器などの製造業や卸売・小売業などの産業に吸収されています。

参考までに、1959年7月の就業構造基本調査から、過去1年間に新規に就業した女子の就業理由をみますと、多い順に「学校を卒業した」60.6%、「生活難になつた」12.5%、「学費、小づかいなどを得たい」10.5%、「余暇ができた」9.1%、「失業していた」5.9%となつていて、男子の「失業していた」者の比率が16.6%と高く、「生活困難になつた」3.9%、「余暇ができた」2.0% などが低いのが女子と対照的で、女子の労働力化が男子と異なる特性を裏づけています。

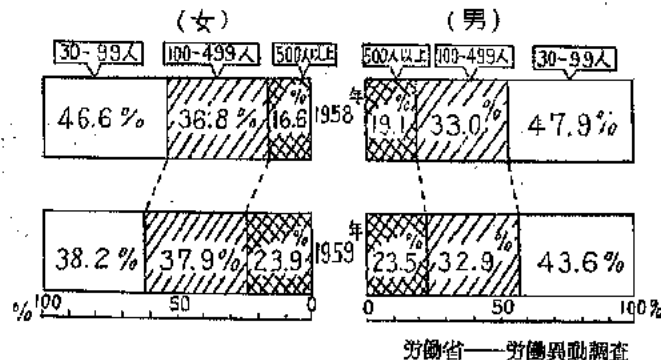
また同じ調査によつて、過去1年間に転職の経験をもつ女子就業者について、その前職の従業上の地位をみますと、雇用者だつた者が最も多く転職者の71%を占め、更にこのうちの大多数を占める77%は再び雇用者として就職しており、雇用者内部での転職が多いことを示しています。また前職が自営業主であつた者の半数近い47%は雇用者に、家族従業者であつた者の66%は同じく雇用者に転職しています。

——女子雇用者の入職経路——

新規に就業した女子雇用者の入職経路を、前記の労働異動調査によつてみますと、職業安定所を経由したものが35.1%で最も割合が高いのは例年の傾向です。次いで経放により入職したものが27.4%、新聞広告や街頭の貼紙によるもの15.3%、学校の紹介13.7%、その他8.5%の順となつています。

また新規入職者が入職した事業場を規模別にみますと、30~99人の小規模事業場に38.2% (前年は46.6%)、100~499人の事業場に37.9% (37.9%)、500人以上の大規模事業場に23.9% (16.6%) と前年に比べ大規模事業場に入職した者の割合が激増しています。(図12) しかしこれら大規模事業場に入職したものの中には臨時工として入職したものも多いことはす

図12 新規入職者(常用及び臨時)の規模別構成
(1958~59年)



で述べたとおりです。

—新規学卒者の就職状況—

入職雇用者のうち、新規学校卒業者が高い比率を占めていることはさきにも述べた通りですが、これら新規学卒者の需給状況は最近の雇用の大きな問題となつています。

文部省学校基本調査によつて学卒者の卒業後の状況をみると、1958年度（1959年3月卒業）の新規学卒者は中学、高校、大学あわせて女子は140万人で前年より3万人増、男子は158万人で8万人増加しています。このうち中学、短大、大学の女子および短大の男子は前年より卒業者がわずかに減少し、高校の女子および中学、高校、大学の男子は卒業者が増加していますが、なかでも女子の高校卒業者の12%増、男子高校卒業者の7%増、女子大学卒業者の6%減などが目立ちます。

卒業者のうち就職者（就職しつつ進学している者を含む）（注1）は女子43%、男子50%、進学者（就職しつつ進学している者を含む）（注2）は女子41%、男子43%、無業者は女子15%、男子8%で、女子は就職者、進学者とも前年より増加して無業者が減少し、男子は就職者がわずかに減つて進学者が増加しています。

また、男子就職者の割合が上級学校ほど高くなつているのに対し、女子はあまり変りがなく、高校以上は無業者が多くなつているのが目立ちます。

次に学校種別に女子の就職状況をみると、中学卒の就職者の割合は前年より減少、これに見あうものとして進学者が増大しています。高校卒は就職者、進学者ともに増加、無業者が減少し、短大卒も就職者が増加、無業者が減少しています。しかし毎年話題をよびながらも年々増加の傾向をたどつていた大学卒女子の就職割合がこの年には減少を示し、無業者が増加しています。（表11、図13）

（注1）「就職者」とは収入を目的とする仕事についた者をいいます。従つて雇用されて働く者ばかりでなく自家業についた者も就職とみなします。家事の手伝等は

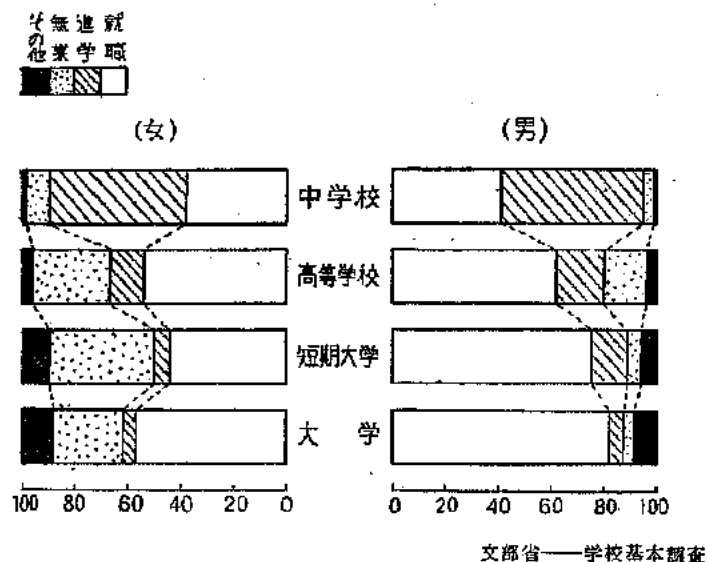
表 11 学校種別の男女卒業者数および卒業後の状況
(1958～59年)

		中 学 校		高等学校		短期大学		大 学		
		女	男	女	男	女	男	女	男	
実 数	1958年度卒業	卒業 者	983,958	962,009	344,599	432,154	20,637	10,459	16,551	99,504
		進 学 者	461,721	498,217	45,227	77,260	1,015	1,545	761	4,589
		就 職 者	348,876	367,777	178,918	263,352	9,016	6,948	9,777	79,751
		就職進学者	15,668	42,654	680	4,473	53	631	12	238
		無 業 者	95,994	43,200	106,161	71,348	8,404	641	3,946	5,208
	1959年度卒業	その他 ¹⁾	11,699	10,161	13,613	15,221	2,149	694	2,055	9,718
		卒業 者	973,930	1,000,942	387,660	466,717	19,750	9,447	15,517	102,457
		進 学 者	501,522	533,533	52,860	86,773	950	1,324	703	4,354
		就 職 者	355,822	371,361	207,412	283,551	8,958	6,565	8,804	83,709
		就職進学者	16,270	42,398	664	4,489	41	523	51	606
比	1958年度卒業	無 業 者	90,235	44,776	111,946	74,598	7,888	429	4,110	4,752
		その他 ¹⁾	9,981	8,874	14,778	17,306	1,913	606	1,849	8,874
		卒業 者	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		進 学 者	49.4	51.8	13.1	18.0	4.9	14.8	4.6	4.6
		就 職 者	37.4	38.2	51.9	60.9	43.7	66.4	59.1	80.1
	1959年度卒業	就職進学者	1.7	4.4	0.2	1.0	0.3	6.0	0.1	0.2
		無 業 者	10.3	4.5	30.8	16.5	40.7	6.1	23.8	5.2
		その他 ¹⁾	1.2	1.1	4.0	3.6	10.4	6.7	12.4	9.9
		卒業 者	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		進 学 者	51.5	53.3	13.6	18.6	4.8	14.0	4.5	4.2
1959年度卒業	就 職 者	36.5	37.1	53.5	60.8	45.4	69.5	56.7	81.7	
	就職進学者	1.7	4.2	0.2	1.0	0.2	5.5	0.3	0.6	
	無 業 者	9.3	4.5	28.9	16.0	39.9	4.5	26.5	4.6	
	その他 ¹⁾	1.0	0.9	3.8	3.7	9.7	6.4	11.9	8.7	

注 1) 死亡、不詳および大学卒業者のインターンを含む

文部省—学校基本調査

図 13 学校別男女卒業者の卒業後の状況
(1959年)



含みません。

(注 2) 「進学者」とは、中学校の場合は高校へ、高校の場合は高校専科、短大、大学へ入学した者をいい、各種学校に入学した者は含みません。

新規学卒者の就職先をみますと、中学卒の女子は主として販売 (17.4%)、農業 (14.9%)、紡織 (14.6%)、事務 (11.4%)、衣服等の製造 (10.9%) の職業に多く従事し、高校卒では事務従事者が半数以上 (56.0%) を占め、ついで販売従事者 (19.9%)、サービス職業 (6.8%) に多くなっています。また短大卒では事務従事者 (36.2%) と教員 (32.5%) に、大学卒で半数近くが教員 (49.6%)、ついで事務従事者 (22.5%) となっています。

なお、近年農林業就業者が減少し、非農林就業者が増加の傾向にあること、また製造業の中では電気機器を中心とする金属機械工業の雇用者数が飛躍的な増加をつづけていること等は、すでに度々述べたとおりですが、新

規学卒者の就職状況をみますと、この傾向が一層はつきり示されています。すなわち1953年には中学を新規に卒業して就業したもののうち34.5%は農林漁業に就業していましたが、1956年には25.2%となり、59年には更に減少してわずかに15.5%となつています。また産業別に中学卒就業者の増減傾向をみますと、前記の農林漁業を筆頭として、紡織関係に就業する女子の数は減少傾向を示し、これに対して金属機械関係、その他の製造業などは増加の傾向を示し、この方面への若年労働者の進出を物語っています。

(表12)

表 12 中学卒業者のうち産業別就業者の増減数

	女		子	
	1956年/53年 ¹⁾	1959年/56年 ²⁾	1956年/53年 ¹⁾	1959年/56年 ²⁾
総 数	千人 38	千人 △ 7	千人 30	千人 △ 5
農 林 漁 業	△ 22	△ 38	△ 29	△ 40
製 造 業	29	21	38	30
金 属 機 械	5	18	20	31
紡 織	△ 3	△ 13	△ 1	△ 1
そ の 他	27	16	19	0
卸売業・小売業	9	6	12	△ 4
サ ー ビ ス 業	21	6	7	7
そ の 他	1	△ 3	2	3

注 1) 1956年の就業者数から1953年の就業者数を差引いた実数

2) 1959年の就業者数から1956年の就業者数を差引いた実数

3) △印は減少

「昭和24年労働経済の分析」より転載

文部省——産業教育調査(1953年)

学校基本調査(1956, 59年)

——職業安定所による労働市場——

「一般常用および臨時労働者」(注1)

女子雇用者の年間需給状況を公共職業安定所の窓口を通した動きでみますと、前年あまりふるわなかつた女子の就職状況は、59年の特に後半から好転し、就職率はここ数年のうちで最も高くなっています。

すなわち1959年1年間に職業安定所に申し込んだ女子求職件数ははじめで減少し前年より3%減の219万件（男子は4%減）となつていますが、これに対し求人数は大きく増加して前年より17%増の183万人（男子は17%増）、就職件数は求人数の大巾な増加に比べると増加率が少く、7%増の117万件（男子は8%増）となつています。従つて、求職に対する就職の割合は女子53.3%で前年より5%高く、男子は48.0%で6%高くなつて就職率が好転してきたことを示しています。なお女子就職者のうち84%は常用、16%は臨時労働者として就職しています。（表13）

表 13 職業紹介状況（常用および臨時）
(1957～59年)

		新規求職 申込件数	新規求人数	就職件数	求職に対する 就職の比率
女	1957年	2,035,294	1,503,841	1,043,065	51.2
	58年	2,256,856	1,566,702	1,092,936	48.4
	59年	2,193,100	1,825,635	1,168,462	53.3
男	1957年	3,133,754	2,055,724	1,439,061	45.9
	58年	3,431,614	1,992,132	1,446,079	42.1
	59年	3,280,637	2,349,592	1,576,168	48.0

労働省——職業安定業務報告

次に就職先を産業別にみますと製造業（なかでも繊維工業、食料品製造業、電気機器製造業、衣服その他の繊維製品製造業）に半数以上が就職し、次いで卸売業・小売業、サービス業に多く就職しています。また前年に比べて最も増加率の高かつたのは電気機器製造業で前年の1.9倍、次いで

輸送用機器製造業の1.7倍、ゴム製品製造業1.5倍、機械器具製造業1.4倍などです。逆に減少率の高かつたのは農業（前年の87%）、その他の製造業（前年の65%）などです。

一方、就職先を職業別にみますと書記的及び類似的職業、販売及び類似的職業、繊維製品製造の職業、食料品製造の職業に多く就職していますが、ここでも電気技能者・電気機器製造の職業に従事した女子が前年の1.7倍に増加しているのが目立ちます。また繊維製品製造の職業も6月以降急激に増加して前年の1.9倍となつています。

このように就職状況は好転してきているとはいひながら、一方求職と求人とのバランスがとれず、求人に対する就職の割合（充足率）は64%（男子67%）にすぎず、前年を下廻つています。これを更に職業大分類別にみますと、率仕的職業では女子の求職者は求人の79%にすぎず、就職件数に至つては求人の50%をみたすに過ぎません。また製造工業及び関連作業の職業では求職者は求人の91%、就職者は求人の71%に過ぎません。一方、自由専門的管理的職業、書記的販売的職業の求職者は求人のそれぞれ1.4倍、1.5倍と殺到していますが、就職率はそれぞれ62%、79%と必ずしも高いとはいえません。

次に公共職業安定所を通した中学、高校新規卒業者の就職状況（注2）をみますと、女子は中学、高校ともに求職、求人、就職件数は前年を上廻り、就職率は中学78.3%、高校54.6%といずれも前年よりそれぞれ2.8%、1.3%高くなつています。男子の就職率は中学74.2%、高校58.9%を示しています。なお、女子の求人、就職件数はここ数年急激に増加し、4年前の1955年に比べますと中学卒の求人は1.6倍（男子1.5倍）、就職1.4倍（男子1.5倍）、高校卒の求人は2.7倍（男子2.4倍）、就職2.4倍（男子1.9倍）の増加となつていて、特に高校卒の雇用上昇はきわだつています。（表14）

これら中学、高校卒の女子が入る事業場を規模別にみますと中学卒では

表 14 公共職業安定所を通じた中学・高校卒業者の需給状況
(1957~59年)

	年	新規求職 申込件数 A		新規求人数 B		就職件数 C		C/A	
		女	男	女	男	女	男	女	男
中 学 校	1957	283,131	285,290	318,724	361,893	222,446	215,071	78.6	75.4
	58	265,608	279,239	308,527	359,488	200,657	201,240	75.5	72.1
	59	271,543	282,069	313,619	354,334	212,532	209,159	78.3	74.2
高 等 学 校	1957	155,140	149,573	117,237	175,943	84,819	94,461	54.7	63.2
	58	182,442	166,235	139,130	185,935	97,319	98,106	53.3	59.0
	59	212,943	186,675	168,363	210,222	116,214	109,877	54.6	58.9

注) 職業安定法第25条の3による学校取扱分を含む

労働省——職業安定業務報告

56.4%が100人未満の事業場に就職し、100~499人の事業場には24.1%、500人以上に19.6%が就職しています。高校卒では58.4%が100人未満の事業場に、22.8%が100~499人に、18.8%が500人以上の事業場に就職していますが、中小規模事業場に入職するものが多かった前年(100人未満の事業場に就職したものの中卒60.4%、高卒59.0%)に比べますと、この年は大規模事業場に就職した者の割合が高くなっています。

「日雇労働者」(注3)

1959年における日雇労働者の需給状況は男女とも好転しています。

59年1年間における女子日雇労働者の求職総延数は前年より7.4%増、求人数は10.0%増と伸びています。従つて、就労率は前年を1.7%上廻わる83.1%を示し、アブレ率(求職者総延数に対する不就労者延数)は前年の16.1%から14.0%と低くなっています。男子の就労率も前年より2.3%上廻つて84.8%、アブレ率は2.2%下廻つて12.0%となりました。(表15)

1ヵ月平均の就労実人員は女子175,000人、男子290,000人で、前年より

表 15 職業紹介状況(日雇)
(1957~59年)

	年	求職者 総延数 A	新規求人数	就職件数	不就労者 延数 B	アブレ率 $\frac{B}{A}$
女	1957年	43,295,595	37,028,775	35,704,893	6,817,191	15.7
	58年	45,603,306	38,271,402	37,163,198	7,356,045	16.1
	59年	48,996,366	42,099,697	40,701,532	6,867,527	14.0
男	1957年	74,991,142	66,551,493	63,229,161	7,980,722	10.6
	58年	74,202,311	63,640,334	61,220,182	10,559,900	14.2
	59年	77,710,188	68,472,712	65,915,498	9,318,759	12.0

労働省——職業安定業務報告

女子13,000人、男子14,000人それぞれ増加しています。

「パートタイマー」

簡易職業紹介により家庭の主婦などを短時間雇用するいわゆるパートタイムに働く女子の数は年々増加の傾向をたどっています。1959年1年間にパートタイマーとして全国の職業安定所に新規に登録した女子は57,046件、男子42,254件、(1959年12月末現在ひきつづいて登録されている女子は19,480人、男子は12,668人)となつていますが、これに対する新規求人延数は女子361万件、男子245万件、就職延数は女子325万件、男子220万件で、登録件数、求人数、就職数とも女子が男子を上廻っています。これを前年に比べますと女子の新規登録件数は前年と殆ど変わりませんが、求人は18%増、就職は15%増となつています。(表16)

女子パートタイマーを職業別にみますと、技能・半技能・単純技能職業(設計製図、組立工、プレス工、仕上工、塗装工、ミシン工、雑工など)が最も多く半ば以上を占めています。次いで書記的・販売的職業(一般事務、経理事務、タイピスト、筆跡謄写、店員など)が3割強、奉仕的職業

表 16 簡易職業紹介状況
(1957～59年)

		新規登録件数 ¹⁾	新規求人延数 ²⁾	就職延数 ³⁾
女	1957年	50,758	2,805,383	2,581,827
	58年	57,025	3,066,483	2,833,765
	59年	57,046	3,607,655	3,245,856
男	1957年	41,428	1,940,326	1,769,132
	58年	43,071	2,016,738	1,852,167
	59年	42,254	2,452,397	2,204,570

注 1) 新規一般求職申込件数の内数である

2) 3) 日雇求人、就職件数の内数である

労働省——職業安定業務報告

(家政婦、掃除婦、雑役など)が1割強で、自由専門的職業(看護婦など)はごく少なくなっています。

技能・半技能・単純技能職業のなかでは印刷、金属加工、電気機器などが比較的多くみられます。

また、部分的な資料ですが東京都の調査によりますと女子パートタイマーの半数以上は家庭の主婦で占められており、平均年齢も35才と高くなっています。男子の平均年齢は27才で女子に比べて低いのは、常用雇用を希望する男子失業者が腰掛的にパートタイマーになつているためと思われます。

(注 1) 公共職業安定所で取扱う「常用労働者」とは雇用期限の定めのないもの、または雇用期限が4カ月以上に定められているものをいい、「臨時労働者」とは雇用期限が1カ月以上4カ月未満のものをいいます。

(注 2) 職業安定法第25条の3の学校取扱分を含めます。

(注 3) 日雇労働者とは日々に改めて紹介されるものまたは1カ月未満の雇用期限を定めてあるものをいいます。

5. 失業者

労働力調査によりますと、前年まで減少傾向を示していた女子完全失業者は再び増加しています。

1959年平均の完全失業者数は女子25万人で前年より2万人の増加、男子は逆に1万人減少して33万人となつています。従つて、労働力人口中に占める完全失業者の割合(失業率)も女子は前年を0.1%上廻る1.4%、男子は同率の1.3%を示しています。(表17)完全失業者を更に本業を希望

表 17 完全失業者数の推移
(1955～59年)

	完全失業者		失 業 率 ²⁾		指 数	
	女	男	女	男	女	男
1955年	万人 28	万人 40	% 1.6	% 1.6	100	100
56年	28	35	1.6	1.4	100	88
57年	25	27	1.4	1.1	89	68
58年	23	34	1.3	1.3	82	85
59年	25	33	1.4	1.3	89	83

注 1) 表1の注1を参照

2) 労働力人口中に占める完全失業者の比率

総理府統計局——労働力調査

する者と副業を希望する者にわけてみますと、女子完全失業者25万人のうち本業希望者は14万人、副業希望者は12万人で本業を希望する者が多くなっています。なお、男子は33万人のうち本業希望者は30万人、副業希望者は2万人です。

なお、非就業者のうちには、求職活動は行なっていないが就業を希望している者があり、これを参考までにみますと、女子は40万人(前年と同じ)

表 18 非求職の就業希望者

(1955~59年)

(単位 万人)

	総 数		本 業 希 望		副 業 希 望	
	女	男	女	男	女	男
1955年	37	11	...	...	...	...
56年	43	13	...	...	...	...
57年	47	12	...	...	...	...
58年	40	14	...	...	...	...
59年	40	11	7	7	33	4

注 1) 1958年以前の数字は14才以上人口による

総理府統計局——労働力調査

男子は11万人を示しています。女子40万人のうち本業希望者は7万人、副業希望者は33万人、男子11万人のうち本業希望者は7万人、副業希望者は4万人となっています。(表18)

しかし以上が失業問題の全部を示すものではなく、このほかにはるかに多くの不完全就業者または潜在失業者といわれる層が多く存在しています。

雇用者を含めた就業者のなかには、仕事が不安定あるいは不相当だとか、収入が少ない、就業時間が短いなどの理由でほかの仕事に変わりたいと考えている転職希望者や、現在もっている仕事のほかに、副業とか内職として別の仕事もしたいと思っている追加就業希望者があり、その相当部分が潜在失業的な性格をもっているものと思われます。

1959年7月に行なわれた就業構造基本調査によりますと、女子有業者(注)のうち、転職希望者は3.8%で農林非農林の雇用者に多く、なかでも臨時、日雇は14.7%の高率を示しています。転職を希望する理由は「収入が少いから」「適していない」「個人的家庭的事情のため」などが多くあげられています。また雇用者では収入が年額8万円未満の低所得層に多く、就業

状態からみますと定常的就業者より季節的、不規則的就業者に転職を希望する率が高くなっています。就業時間からみますと週35時間未満の短時間就業者と、週70時間以上の長時間就業者に転職希望率が高く、就業時間の短いものは収入が少いから、就業時間の長いものは賃金の低い職種が多く、長時間働かなければ収入が少いからなどの理由があげられましょう。

女子の転職希望者がどのような職業につくことを希望しているかをみると、自営の仕事をしたい者より雇われて仕事をしたい者の方が多く、なかでも事務員、技術者として雇われたい希望が多くなっています。

次に女子の追加就業希望者についてみますと、追加就業希望者は有業者の1.8%を占め、なかでも農林業の家族従業者、雇用者の希望率が高くなっています。希望する職業をみますと、雇われて仕事をしたい者より自営の仕事をしたい者の方が多く、そのなかでも手内職を希望する者が最も多いのはこの層の女子の特色ともいえましょう。

以上を3年前の1956年の同調査結果に比べますと、転職希望者(56年に4.9%)追加就業希望者(同じく2.3%)とも減ってきています。

(注) 有業者とは無業者に対するもので、収入を得ることを目的として継続的に仕事に従事している者をいいます。従つて現在仕事を休んでいても一定の仕事をもっている休業者、無給の家族従業者、内職従事者なども含まれる。

失業保険受給者は、これに加入している事業場を退職した人に限られるものですが、失業の動きの一端を示すものですからあげてみますと、1959年の女子失業保険受給者数は月平均172,470人で、前年より8%の減少をみせていますが、(表19)特に下半期において減少傾向が目立っています。また失業保険受給資格決定件数(失業保険金の給付を受ける資格があるかどうかを決定した件数)の多い産業は製造業ですが、なかでも繊維工業が最も多く、ついで食料品工業となっています。しかし、繊維工業における下半期の減少は著しく、1月には9,000件近かつたのが年末には約2,000件

と激減しています。また食料品工業では毎月 2,000件前後の資格決定件数を示しているのが特徴的です。

表 19 失業保険金受給者数
(1955~59年)

	女	男
1955年 計	1,789,716	3,841,671
〃 平均	149,143	320,139
1956年 計	1,507,466	2,464,835
〃 平均	125,622	205,402
1957年 計	1,597,988	2,112,541
〃 平均	133,166	176,045
1958年 計	2,245,594	3,217,334
〃 平均	187,133	268,111
1959年 計	2,059,642	2,779,948
〃 平均	172,470	231,662

労働省——職業安定局調

II 婦人の労働条件

1. 賃 金

1959年の賃金は景気の上昇を背景に着実な改善を示しました。女子の賃金もここ数年のうちで最高の上昇率をみせています。

戦後、男女同一賃金の原則や教育の機会均等が法制化され、戦後のひつぱくした経済情勢で生活給に重点がおかれたことなどのために、男女間の賃金差は漸次せばめられ、女子の賃金はかなり改善されてきていました。しかし、わが国の賃金体系は現在でも年令、勤続年数、学歴、扶養家族数などの要素に重きをおいていること、ことに最近では従来の生活給本位の賃金から職階給本位へと切りかえられる傾向が強くなり、職務給、役付給(職種に地位に支払われる給与)等が基本給にくり入れられる等のため、平均年令が低く、勤続年数が短かく、比較的単純労働に集中していて責任のある地位につきにくい婦人は、賃金が低くなる傾向があり、1950年を頂点として女子の平均賃金は男子との開きを大きくみせはじめました。

毎月勤労統計調査によりますと、1959年の規模30人以上の事業場における女子の1ヵ月平均現金給与額は11,427円で前年より811円(7.6%)の増加、男子は26,811円で1,760円(7.0%)の増加となつています。

男子の賃金を100とした場合の女子の賃金は42.6%で、男女の賃金格差は前年の42.4%に比べわずかにちぢまっています。

更にこの賃金を「きまつて支給する給与」(労働協約や事業場の給与規則等であらかじめ定められている給与で、超過勤務給なども含まれる)と「特別に支払われた給与」(賞与、結婚資金、給与改訂の差額追給など)にわけてみますと、「きまつて支給する給与」は女子9,487円で前年より497円(5.5%)増、男子は21,933円で1,205円(5.8%)増、「特別に支払

われた給与」は女子 1,940円で前年より314円 (19.3%) 増、男子は4,878円で 555円 (12.8%) 増となつていて、景気の上昇に伴つて男女とも「特

表20 常用労働者の1人平均月間現金給与額 (規模30人以上)
(1955~59年)

	女 子			男 子			男子に対する女子の割合		
	給与総額	きまつて支給する給与	特別に支払われた給与	給与総額	きまつて支給する給与	特別に支払われた給与	給与総額	きまつて支給する給与	特別に支払われた給与
	円	円	円	円	円	円	%	%	%
1955年	9,567	8,293	1,274	21,895	18,634	3,261	43.7	44.4	39.8
1956年	10,160	8,604	1,556	23,954	19,946	4,008	42.4	43.1	38.8
1957年	10,635	8,878	1,760	25,638	20,998	4,640	41.4	42.3	37.5
1958年	10,616	8,990	1,626	25,051	20,728	4,323	42.4	43.4	37.6
1959年	11,427	9,487	1,940	26,811	21,933	4,878	42.6	43.3	39.8

注) 1957年以前の平均給与額には建設業を含まない。1958年以降は建設業を含む。
従つて両者を直接比較することはできない。

労働省——毎月勤労統計調査

別に支払われた給与」の増加が目立っていますが、その内訳をみますと夏季支給分より冬季 (年末) 支給分において特に増加が著しくなつています。なお、定期給与に対する特別給与の割合は、年々増加の傾向をたどっていますが、1959年には職後最高 (女子2.45ヵ月分、男子2.67ヵ月分) を示しました。また「特別に支払われた給与」の対前年増加率は男子より女子の方が高く、従つて男女の格差も「きまつて支給する給与」では女子は男子の43.3%で、前年よりわずかではありますが格差がひろがつているのに対し、「特別に支払われた給与」では39.8%と格差がちぢまつてきています。(表20) しかし、給与総額の大部分を占め、しかも景気の変動等による動きが比較的少いのは「きまつて支給する給与」ですから、この格差がひろがることは男女の賃金のひらきをより大きくする要素を多分にもつものと

いえましよう。

——男女別賃金の格差——

1959年における男女の賃金格差は、前年にひきつづきわずかではありますすが縮小していることはさきに述べたとおりですが、婦人労働者の多い製造業についてみますと、男子を100とした場合の女子の現金給与総額は、職員では37.8、労務者では40.2を示し、更に「きまつて支給する給与」について男子100とした場合の女子は、職員39.3、労務者40.8となつていて、労務者より職員の方が男女の格差が大きいことを示しています。なお、職員の男女格差は年々ひろがる傾向にあり、労務者の男女格差は1957年を底として徐々に改善されています。(表21)

表21 製造業における労働別男女賃金格差の推移

(男子=100)

	現金給与総額		きまつて支給する給与	
	職 員	労 務 者	職 員	労 務 者
1955年平均	40.2	41.8	41.4	42.3
56年〃	39.1	40.4	40.5	41.0
57年〃	38.1	39.9	39.7	40.4
58年〃	38.0	40.1	39.5	41.2
59年〃	37.8	40.2	39.3	40.8

労働省——毎月勤労統計調査

注) 「昭和34年労働経済の分析」より転載

このような男女の賃金の差は、年令、学歴、勤続年数、労働時間、仕事の種類、熟練度、責任度等の相違に加えて、社会的慣習などからくる婦人労働に対する評価の低さ等によつて生じる場合が多分に考えられ、必ずしも同種の労働を同一の条件の下に行なつた場合の差を示すものとはいえません。1959年4月に行われた賃金構造基本調査によりますと、平均勤続年

数がほぼ等しく（男女とも 1.3年）、異なる条件の少ないと考えられる18才未満の男女の賃金格差は、女子は男子の96.3%で殆ど差はみられません。しかし、年齢が高くなるにつれて前記のような要素が多く入ってきて男女間の差は大きくなり、25～29才になると女子は男子の63.5%とへだたってきます。この開きは年齢が高まるに従ってますます大きくなる傾向を示しています。（表25）

——産業別にみた賃金——

女子の平均月間現金給与額を産業別にみますと、前年にひきつづき電気・ガス・水道業が最高で20,095円、ついで金融・保険業の18,704円、最低は建設業の9,569円、製造業の9,916円でこの順位は数年来変わりありません。平均が低い製造業のなかでもたばこ製造業の20,831円のように高いものから、木材・木製品製造業の7,433円、衣服その他の繊維製品製造業7,468円、家具・装備品製造業7,544円等のように低いもので、産業の種類によつて相当なひらきがみられますが、女子の多い繊維工業は8,893円で製造業平均をかなり下回っています。

産業別に前年と比較しますと、給与額の低い製造業、建設業がそれぞれ8.6%、8.1%増と高い上昇率を示してこの年の賃金上昇の中心となっています。これに対して鉱業は石炭鉱業の不況を反映して4.7%増と、各産業中最も低率となっています。製造業のなかでも食料品製造業、たばこ製造業、繊維工業、石油・石炭製品製造業、皮革・同製品製造業はいずれも10%以上の高い上昇率を示し、家具装備品製造業、鉄鋼業、機械製造業、電気機器製造業は5%台、精密機器製造業は2.6%と低率を示しています。

なお、高率を示した産業のうち食料品、繊維、皮革等は、平均給与額の低い産業なので高い上昇率を示したことにより、いく分でも他産業に接近したということがいえましよう。また低率を示した産業のうち機械、電気機器、精密機器等は、雇用の増加に伴い若年令の低賃金層が増加したため

表22 産業別1人平均月間現金給与総額

(1959年)

(単位 円)

		女	男	女子の対前年増加率
総数		11,427	26,811	7.6
鉱業		11,108	25,578	4.7
建設業		9,569	20,505	8.1
製造業		9,916	26,240	8.6
食料品製造業		9,246	24,960	10.1
たばこ製造業		20,831	31,178	10.6
繊維工業		8,893	23,040	10.0
衣服その他の繊維製品製造業		7,468	19,286	8.2
木材・木製品製造業		7,433	16,404	8.7
家具・装備品製造業		7,544	16,620	5.6
パルプ、紙、紙加工品製造業		10,444	28,606	6.7
出版、印刷、同関連産業		13,192	28,195	6.7
化学工業		13,276	29,967	6.6
石油製品、石炭製品製造業		13,285	33,523	10.8
ゴム製品製造業		8,833	21,665	6.4
皮革・同製品製造業		9,875	21,463	10.1
窯業、土石製品製造業		9,296	24,695	8.7
鉄鋼業		15,362	33,132	5.5
非鉄金属製造業		12,431	28,727	8.2
金属製品製造業		9,622	21,066	8.3
機械製造業		10,842	24,202	5.2
電気機械器具製造業		10,617	25,672	5.0
輸送用機械器具製造業		13,309	29,944	7.0
計量器、測定器、測量機械、医療機械、理化学機械、光学機械、時計製造業		10,930	23,423	2.6
その他の製造業		8,581	18,893	10.0
卸売業、小売業		12,100	26,948	5.2
金融・保険業		18,704	38,402	5.5
不動産業		12,842	29,603	5.2
運送業		15,850	28,071	6.3
電気、ガス、水道業		20,095	34,976	4.9

労働省——毎月勤労統計調査

平均賃金が低くなつたもので、実質的にはもつと賃金の上昇は高いものと思われまゝす。(表22)

次に賃金構造基本調査から職種別の平均給与額(きまつて支給する給与のみ)をみると、女子で賃金の高いのは保険外務員18,753円、たばこ装璜工17,304円、たばこ巻上工15,872円等ですが、これに対し、生糸繰糸工5,931円、手選炭婦7,226円、織布工(縮紡績)7,442円、菓子包装工7,462円等は著しく低くなつています。(表10)

—事業場の規模別にみた賃金—

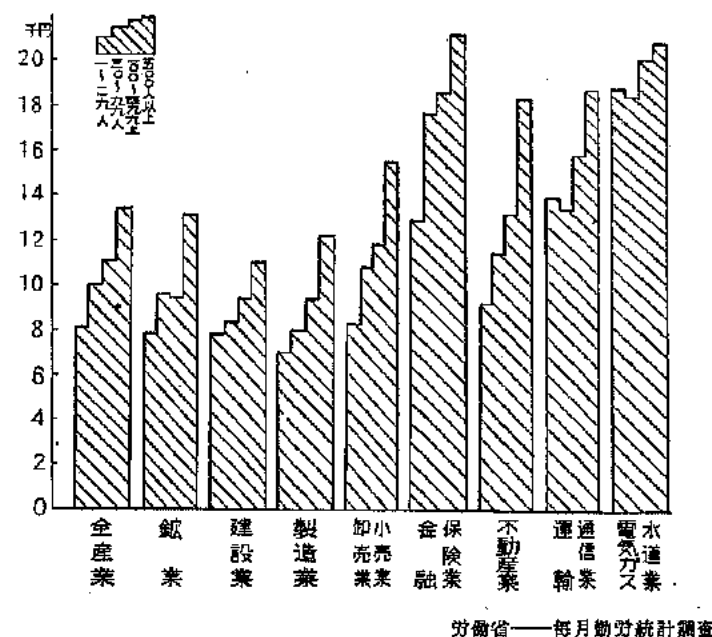
事業場の規模別に給与額をみると、規模が小さくなるほど低く、1959年の調査(注1)によりますと、規模500人以上の事業場に働く女子の平均給与額13,419円を100とした場合、100~499人の事業場は83.1(11,153円)、30~99人は74.9(10,049円)、5~29人は60.4(8,108円)となつています。5人未満の需細事業場(注2)では住込みが過半数を占めていますが、「きまつて支給する給与」は5,360円(通勤6,506円、住込4,377円)で、大規模事業場の「きまつて支給する給与」の54.4%に過ぎません。このように規模別の格差が大きいのはわが国の労働経済の特徴で、しかもこれが従来、年々ひろがる傾向にありましたが、近年30~99人、100~499の事業場では500人以上の大事業場に対する格差が次第にちぢまつていく傾向にあり、5~29人の事業場についても格差の拡大が前年より少なくなつています。男子についてみますと500人以上の事業場を100とした場合、100~499人は83.1、30~99人は70.4、5~29人は52.7と、規模別格差は女子よりも大きくなつています。

注1) 毎月勤労統計調査の甲および乙調査

2) 毎月勤労統計調査の特別調査

産業別にみると、規模間の格差の最も大きいのは鉱業で、500人以上の事業場を100とした場合、5~29人の事業場は44.4に過ぎず、製造業でも57.3%に過ぎません。格差の小さいのは電気・ガス・水道業で90.0とな

図14 産業および規模別女子常用労働者の月間現金給与総額
(1959年平均)



つています。(図14)

近年、現金給与総額のうち「特別に支払われた給与」の占める割合が大きくなる傾向にあることはさきにも述べたとおりですが、この種の給与における規模別格差は「きまつて支給する給与」よりも大きく、全産業の女子では500人以上の事業場を100とした場合、100~499人では69.3、30~99人は51.4、5~29人は30.0とひらいています。

—労務者、職員別にみた賃金—

一般に職員(管理、事務及び技術労働者)の給与は労務者(生産労働者)より高いということがいわれていますが1959年には労務者の給与の上昇率が職員のそれを上廻つたため、労職間の賃金格差が男女とも縮小しま

した。

女子の労務者、職員ともに多数を擁している製造業についてみますと、1959年平均の女子月間現金給与額は職員13,787円（男子36,430円）、労務者9,138円（男子22,721円）で労務者は職員の66.3%（男子62.4%）にあたっています。また労職間の格差は「きまつて支給する給与」（格差70.0%）より「特別に支払われた給与」（格差50.5%）の方が大きくなっています。

（表23）

表23 製造業における常用労働者の給与内訳別1人平均月間現金給与額
（1959年平均）

		女			男		
		計	生産労働者	管理事務技術労働者	計	生産労働者	管理事務技術労働者
規模計	現金給与総額	9,916	9,138	13,787	26,240	22,721	36,430
	きまつて支給する給与	8,379	7,817	11,173	21,534	19,146	28,440
	特別に支払われた給与	1,537	1,321	2,614	4,706	3,575	7,990
30～99人	現金給与総額	8,028	7,370	11,107	18,851	15,927	28,506
	きまつて支給する給与	7,250	6,753	9,582	16,735	14,451	24,262
	特別に支払われた給与	778	617	1,525	2,117	1,476	4,244
100～499人	現金給与総額	9,462	8,740	13,407	24,569	20,732	34,577
	きまつて支給する給与	8,044	7,526	10,883	20,336	17,706	27,180
	特別に支払われた給与	1,418	1,214	2,524	4,233	3,026	7,397
500人以上	現金給与総額	12,249	11,296	16,793	32,597	29,025	42,797
	きまつて支給する給与	9,862	9,194	13,026	25,752	23,556	32,017
	特別に支払われた給与	2,387	2,102	3,767	6,845	5,469	10,780

労働省——毎月勤労統計調査

表24 労職および男女別にみた賃金上昇率（製造業）
（1959年/1958年）

		（%）		
		現金給与総額	きまつて支給する給与	特別に支払われた給与
労務者	女	8.9	6.3	27.4
	男	8.6	7.3	15.4
職員	女	7.4	5.0	19.0
	男	7.8	5.7	16.0

労働省——毎月勤労統計調査

注）「昭和34年労働経済の分析」より転載

このように職員に比べて労務者の賃金は低くなっていますが、これを前年と比較しますと本年は労務者の賃金、なかでも「特別に支払われた給与」の上昇が目立っています。すなわち対前年上昇率は女子職員の7.4%に対し労務者は8.9%と高く、なかでも「特別に支払われた給与」は職員の19.0%増に対し労務者は27.4%と激増しています。（表24）従つて、労職間の格差は前年より0.9%ちぢまり、なかでも「特別に支払われた給与」の格差が縮小しています。

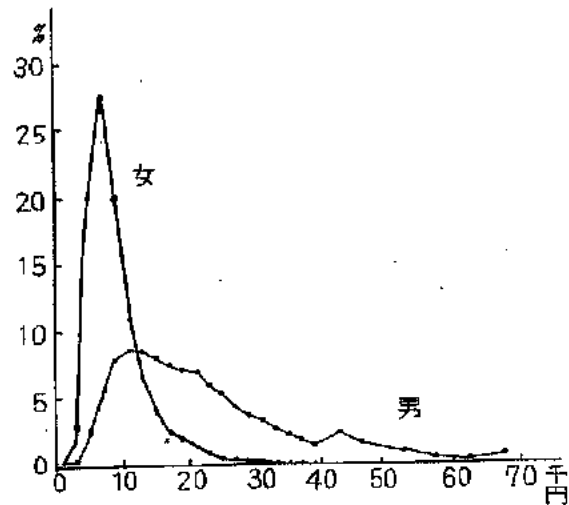
次に労務者と職員別に男女の賃金格差をみますと、職員では37.8%、労務者では40.2%と職員の格差が大きくなっています。

また、事業場規模別の賃金格差を規模500人以上の事業場を100としてみた場合、職員は100～499人が79.8、30～99人が66.1、労務者は77.4、63.7となつて、労務者の方がやや格差が大きくなっています。（表23）

——年令と賃金——

1959年4月の賃金構造基本調査によりますと、女子の賃金は一般に個人差が少なく、比較的低い賃金層に大多数が集中しているのに対して、男子は最低から最高までの差が大きく、その間にわたつてかなり巾の広い分布

図15 賃金階級別労働者分布
(1959年4月)



労働省——賃金構造基本調査

がみられます。(図15) この現象は、男子の賃金が一般的にその年令、勤続年数が高まるにつれて上昇するのに対して、女子の場合は必ずしもそうでないこと、賃金の低い若年令層が圧倒的に多いことなどによるもので、次に同調査により年令と賃金の状況についてみますと、規模10人以上の事業場における1カ月平均給与額(きまつて支給する給与)は、18才未満では女子5,904円、男子6,128円で余り大きな差はみられませんが、年令が高くなるにつれてその差は大きくなってきます。すなわち、18才未満の賃金を各々100とすると、女子は30~39才が最高で197.9であるに対し男子は40~49才が最高で489.0に達しています。(表25)

しかしこれを前年との比較においてみますと、女子の賃金は18才未満は前年の3.9%増、18~19才は4.8%増、20~24才は4.0%増、25~29才は3.0%増、30~39才は5.9%増、40才以上は6.4%増と高年令層の賃金上昇

表25 年令階級別1人平均月間現金給与額
(1959年4月)

	給 与 額		指 数	
	女	男	女	男
計	9,199 円	20,522 円		
18才 未 満	5,904	6,128	100.0	100.0
18 ~ 19才	7,365	9,323	124.7	152.1
20 ~ 24	9,034	13,025	153.0	212.5
25 ~ 29	11,613	18,276	196.7	298.2
30 ~ 34	11,683	23,123	197.9	377.3
35 ~ 39		26,854		438.2
40 ~ 49		29,967		489.0
50才 以 上	10,879	27,252	184.3	444.7

注) 「きまつて支給する給与」のみ

労働省——賃金構造基本調査

率の高いのが目立っています。男子は女子とは逆に若年令層の賃金上昇率が著しくなっています。

更に製造業の労働者の事業場規模別年令別賃金上昇率を5年前の1954年と対比してみますと、1000人以上の大規模事業場における30~39才、40才以上の高年令層の女子の賃金上昇率が特に高いのが注目されます。また10~99人の小規模事業場における若年層の上昇率が男女ともに高く、新規中学校卒業者を中心とする最近のいわゆる「労働力の不足」によつてもたらされたものと思われます。(表26)

——初 任 給——

1959年3月、新規に学校を卒業して就職した女子の初任給をみますと、

表26 きまって支給する給与の年令別賃金上昇率（製造業）
（1959/1954年）

		（%）		
		1,000人以上	100 ～ 999	10 ～ 99人
女子 労働者	18才未満	110.8	116.6	127.0
	18～19才	113.5	116.0	127.2
	20～24	108.5	117.6	127.6
	25～29	123.0	124.0	132.1
	30～39	137.6	120.2	120.5
	40才以上	140.4	122.0	122.9
男子 労働者	18才未満	117.9	121.7	130.6
	18～19才	117.1	115.5	125.9
	20～24	109.9	113.8	127.8
	25～29	115.9	115.8	127.5
	30～34	124.3	119.4	126.0
	35～39	125.1	122.8	130.6
	40～49	128.1	124.6	131.8
	50才以上	133.3	124.4	129.1

労働省——個人別賃金調査（1954年4月）

賃金構造基本調査（1959年4月）

注）「昭和34年労働経済の分析」より転載

中学校卒業者が4,750円、高等学校6,700円、短期大学8,800円、大学11,080円となっています。高等学校のうちでも商業課程は高く、大学の中でも理工学部卒業者はいく分高くなっています。また大規模事業場と小規模事業場とでは大体1,000円前後のひらきがみられます。（表27）

表27 学校の種類および事業場規模別初任給
（1959年3月卒業）

		女				男			
		計	15～ 99人	100～ 499人	500人 以上	計	15～ 99人	100～ 499人	500人 以上
中 学 校	計	4,750	4,610	5,050	5,740	5,140	5,040	5,360	5,770
	通常制・普通	6,700	6,480	7,000	7,810	7,440	7,310	7,570	8,690
	“ 商業	6,740	6,520	7,020	7,740	7,380	7,220	7,510	8,510
	“ 工業	7,010	6,720	7,200	7,970	7,600	7,390	7,830	8,920
	“ その他	6,680	5,330	7,500	7,700	7,770	7,590	7,790	8,670
	定時制	5,560	5,230	6,030	7,120	6,890	6,530	7,290	7,860
短 期 大 学		5,680	5,190	6,450	6,950	6,770	6,640	6,690	7,920
大 学		8,800	8,570	8,630	9,360	9,650	9,210	9,730	10,820
大 学	計	11,080	10,670	11,150	11,480	12,190	11,890	12,180	13,170
	法・文・経	11,130	11,870	11,120	11,470	12,140	11,760	12,220	13,130
	理 工	11,400	10,500	11,780	11,670	12,770	12,400	12,680	13,440
	そ の 他	10,940	10,380	11,100	12,180	11,510	11,270	11,330	12,900

労働省——学校卒業者の初任給調査

注）中位数による。

2. 労働時間、日数

労働時間は前年に比べ、男女とも増加しています。特に所定外労働時間が大巾に増加しているのが特徴的です。

規模30人以上の事業場における女子労働者の実労働時間は1ヵ月平均191.5時間、男子は203.2時間で、ここ数年間のうちで最も長くなっています。1日の平均は女子8.0時間、男子8.5時間となっています。

これを所定内労働時間（事業場の就業規則で定められた正規の就業時間内の労働時間）と所定外労働時間（早出・残業・休日出勤の時間）に分けてみますと、所定内労働時間は例年男子よりも女子の方が長く、この年も女子の方が2時間長くて180.7時間・男子は178.7時間となっています。なお前年に比べますと女子は変りがなく、男子は0.4時間短くなっています。次に所定外労働時間をみますと男女とも大巾に増加しており、女子は1時間増の10.8時間、男子は2.9時間増の24.5時間となっていて、総実労働時間数の増加は主として所定外労働時間の増加によるものであることが明らかです。（表28）

表28 1人1カ月および1日平均実労働時間数および出勤日数
(1955～59年)

	月間平均実労働時間数						1日平均実労働時間数		月間平均出勤日数	
	総実労働時間数		所定内		所定外		女	男	女	男
	女	男	女	男	女	男				
1955 年	時 187.5	時 197.4	時 179.4	時 178.0	時 8.1	時 19.4	時 8.0	時 8.2	日 23.5	日 24.0
1956 年	191.2	202.3	181.7	179.5	9.5	22.8	8.0	8.3	23.8	24.3
1957 年	189.8	201.4	180.0	177.7	9.8	23.7	8.0	8.4	23.6	24.3
1958 年	190.5	200.7	180.7	179.1	9.8	21.6	8.0	8.4	23.8	24.0
1959 年	191.5	203.2	180.7	178.7	10.8	24.5	8.0	8.5	23.8	24.0

労働省——毎月勤労統計調査

産業別にみますと、総実労働時間の長いのは、卸売業・小売業（女子195.8時間、男子196.4時間）製造業（女子194.5時間、男子209.9時間）等で、製造業のなかでも金属製品製造業（女子200.9時間、男子221.9時間）、出版・印刷・同関連産業（女子200.4時間、男子220.9時間）、衣服その他の繊維製品製造業（女子200.1時間、男子211.4時間）等が労働時間の長い産業としてあげられます。これに対し電気・ガス・水道業（女子172.6

表29 産業別1人平均月間実労働時間数
(1959年)

(単位 時間)

	総実労働時間数		所定内労働時間数		所定外労働時間数	
	女	男	女	男	女	男
計	191.5	203.2	180.7	178.7	10.8	24.5
鉱 業	183.3	189.6	173.1	167.4	10.2	22.2
建 設 業	191.6	209.3	183.0	184.3	8.6	25.0
製 造 業	194.5	209.9	183.1	179.8	11.4	30.1
卸 売 業、小 売 業	195.8	196.4	189.4	181.3	8.4	15.1
金 融、保 険 業	174.4	181.1	162.8	166.2	11.6	14.9
不 動 産 業	188.9	187.8	175.6	173.9	13.3	13.9
運 輸 通 信 業	179.5	198.8	169.4	180.7	10.1	18.1
電 気、ガ ス、水 道 業	172.6	181.8	166.4	166.3	6.2	15.5

労働省——毎月勤労統計調査

時間、男子181.8時間）、金融・保険業（女子174.4時間、男子181.1時間）等では比較的労働時間の短い産業で、この傾向は例年と変わりません。（表29）

なお、職種別の1カ月平均実労働時間を賃金構造基本調査によつてみますと、絹人絹織物業における織布工234時間、毛紡績業及び毛織物業における織布工227時間、綿紡績業及び綿スフ織物業における織布工224時間等はいずれも著しく労働時間が長くなっています。一方、保険外務員171時間、電話交換職174時間、たばと装置工174時間、同じく巻上工176時間等は労働時間が短くなっています。（表10）

また、労務者と職員との比較では一般に男女とも労務者の労働時間が長く、製造業についてみますと女子労務者は194.9時間、職員は192.8時間男子はそれぞれ212.6時間、201.9時間となっていますが、とくに所定外労働

表30 製造業における労働別1人平均月間労働時間数および出勤日数
(1959年平均)

	総実労働時間	所定内労働時間数	所定外労働時間数	出勤日数
計	194.5 時	183.1 時	11.4 時	23.7 日
女 { 生産労働者	194.9	183.2	11.7	23.6
管理事務及び技術労働者	192.8	183.1	9.1	24.6
計	209.9	179.8	30.1	24.2
男 { 生産労働者	212.6	179.0	33.6	24.1
管理事務及び技術労働者	201.9	182.0	19.9	24.5

労働省——毎月勤労統計調査

時間で労働者の方が長くなっています。(表30)

1ヵ月平均出勤日数は女子23.8日、男子24.0日で前年と変わりません。

次に勤務の形態の一つである交替制勤務について、1959年10月に行われた労働時間制度調査によつてみてみましょう。

交替制を実施している事業場は繊維 (62.9%)、化学 (58.2%)、非鉄金属 (52.2%)、鉄鋼 (48.5%) などによくみられますが、女子が多く就業している繊維工業についてみますと、その大部分は2交替制を採用しており、また交替制勤務についている労働者は55.4%と過半数を占めています。企業規模別にみますと一般に大企業に交替制を実施しているところが多く、これに従事する労働者を繊維工業についてみますと、500人以上では60.8%であるのに対し30~99人では23.0%と少なくなっています。

3. 職場における諸規定からみた男女労働者の待遇

近年、婦人の職業進出は目覚ましいものがあり、また勤続年数、平均年令、学歴等も次第に高まり、質量ともに向上の一途を辿っていることはこ

れまでもしばしばふれてきました。

このような変化に伴つて婦人労働者に対する待遇、即ち、雇用、賃金、教育訓練、昇給、昇格、定年制等諸種の労働条件についての取扱いがあらためて問題になっています。

各事業場には、労働協約、就業規則、内規等、名称のいかんを問わず労働条件その他のことについて定められた規範があります。

これらの職場における規範のなかに男女労働者の待遇に関してどのように規定しているか、1959年末婦人少年局が行なつた調査(注)の結果からみてみましょう。

(注) 女子保護実施状況調査

まず労働協約や就業規則のなかの総則的規定に男女の待遇に関してうたっている事業場は、調査事業場の64.4%を占めています。このうち積極的に男女均等待遇を規定しているのは78%で、規模の大きい事業場ほどその比率が高くなっています。

次に初任給、昇格、各種の手当等、賃金について規定している事業場は65%、このうち男女別の規定を設けているのは32%で、規模の小さい事業場ほどその比率が高くなっています。このうち初任給を男女別に規定しているものは72%で最も多く、昇給並びにその他の各種手当は54%とやや低

表31 職場における男女別規定の有無

(1959年)		(%)		
	規定がある A (調査事業場=100)	A の うち (A=100)		
		男女別の規定なし	男女別の規定あり	不明
賃 金	64.8	63.8	31.7	4.5
格付昇格	40.3	83.3	13.8	2.9
教育訓練	24.7	85.3	9.4	5.3

労働省——婦人少年局調

くなっています。(表31)

事業場の職階制、身分制における格付けや昇格について規定している事業場は40%、このうち男女別に規定しているのは14%で規模別にみると100人未満の小規模事業場がややその比率が高くなっています。男女別に規定しているもののうち55%は昇格について、67%は格付について定めたものです。(表31) 例えば、ある紡績会社では格付について男女を別々に次のように定めています。

男子 雇員—班長—担任—課長—工場長

女子 雇員—整理工—組長—指導員—技師

また事業場における教育訓練に関して、何らかの規定をしている事業場は25%、このうち男女別の規定を設けている事業場は少く9%ですが、規模の小さい事業場にやや比率が高くなっています。(表31)

III 婦人の労働保護状況

1. 労働基準法における婦人の保護

労働基準法のなかには婦人の労働条件をまもるため、特に次のような定めが設けられています。

男女同一賃金の原則

女子であることを理由に、賃金に差別をつけてはならない。

労働時間及び休日

原則として女子の時間外労働を1日に2時間、1週6時間、1年150時間以内に制限し、休日労働をさせてはならない。

深夜業

原則として午後10時から午前5時までの間、女子を使用してはならない。

危険有害業務の就業制限

女子に運転中の機械や動力伝導装置の危険な部分の掃除、注油、修繕をさせること、運転中の機械や動力伝導装置のベルトのかけはずしを行わせること、動力による起重機を運転させることなど危険な業務につかせてはならない。また女子の取扱う重量物を制限する。

坑内労働

鉱山において女子を坑内で労働させてはならない。

産前産後の休業

6週間以内に出産予定の女子が請求によつて休暇をとることを保障し、産後6週間の就業を禁ずる。ただし産後5週間を経過した女子が請求した場合、医師が支障がないと認めた業務につかせてもよい。

妊婦の軽易業務への転換

妊娠中の女子が請求した場合は軽易業務に転換させなければならない。

育児時間

乳児（生後1年以内）を育てる女子に、休憩時間のほかに1日2回、各30分以上の育児時間をとることを保障する。

生理休暇

生理日の就業が著しく困難な女子や、生理に有害な業務についている女子が、休暇を請求することを保障する。

帰郷旅費

解雇された女子が、14日以内に帰郷する場合は、原則として使用者が旅費を負担する。

以上が主なものですが、このほかにも出産前後の解雇制限、出産のための賃金の非常時払、強制労働の禁止、中間搾取の排除、前借金相殺の禁止、寄宿舎生活の自治など、女子に関係の深い規定があつて働く婦人をまもつています。

2. 労働基準法中女子に関する条文の違反

1959年1年間における労働基準法中の女子に関する違反件数の累計は8,044件で、前年より7.5%の増加をみせています。そのうち最も多いのは例年と同じく労働時間及び休日に関するものが59%、次いで深夜業の禁止違反が多く36%を占めています。（表32）これらの違反の約半数は紡織業におけるものですが、このほかに食料品工業、機械器具工業、自動車業なども違反が多く、また危険有害業務の就業制限に関する違反は製材及び木製品工業、土建業などに多くなっています。

表32 労働基準法中女子関係条文違反件数
(1955～59年)

	第4条 男女同賃金	第51条 女子の労働時間及び休日	第62条 深夜業の禁止	第63条 危険有害業務の就業制限	第64条 坑内労働の禁止	第65条 産前産後休業	第66条 育児時間	第67条 生理休暇	第68条 帰郷旅費	女子関係条文違反件数累計
1955年	50	14,815	2,978	496	62	15	5	32	12	18,465
1956年	33	5,657	1,136	161	42	4	1	24	—	7,058
1956年 1～6月	11	4,212	1,482	96	22	10	1	4	2	5,840
1957年	30	6,184	3,027	201	60	5	—	3	6	9,516
1958年	12	4,670	2,510	223	45	9	1	8	6	7,484
1959年	12	4,711	2,929	343	35	4	—	8	2	8,044

注) 1955年および1956年1～6月の第62条、第63条、第64条、第68条には男子年少者関係を含む

労働省——労働基準局編

3. 母性保護規定の実施状況

さきに述べたように、労働基準法は働く婦人の母性を護るために、特にいくつかの規定を設けています。婦人少年局では、これらの母性保護規定が、実際に事業場でどの程度生かされているかを調べるため、毎年女子保護実施状況調査を行なつていますので、次に1959年についてそのあらましを述べてみましょう。

この調査は、常時30人以上を使用する事業場に対して行なわれ、そのうち回答のあつた3,739事業場の数字から推計したものです。

——有夫者と出産状況——

まず有夫者と出産者の状況からみますとこの調査で女子労働者中に占める有夫者の割合は17.8%で、ここ数年間、逐年増加の傾向を示しています。産業別では有夫者の割合の多いのは例年と同じく鉱業で35.1%、次いで

電気・ガス・水道業33.4%、建設業30.0%等で、有夫者の割合の少ないのは卸売業・小売業12.4%、不動産業15.8%、製造業16.2%等で女子労働者の多い分野となっています。前者は概して年長婦人が多く、後者は新卒の入職者の多い職場であることが特徴的です。(表33)

表33 女子労働者のうち有夫者の占める割合
(1957~59年)

	1957年	1958年	1959年
総 数	17.4	17.2	17.8
鉱 業	32.5	35.1	35.1
建 設 業	28.4	26.6	30.0
製 造 業	15.5	15.4	16.2
卸 売 業、小 売 業	9.2	10.6	12.4
金 融 保 険 業	21.5	21.2	23.1
不 動 産 業	4.2	25.1	15.8
運 輸 通 信 業	26.1	23.1	23.1
電 気 ガ ス 水 道 業		32.7	33.4
サ ー ビ ス 業	22.5	22.0	21.8

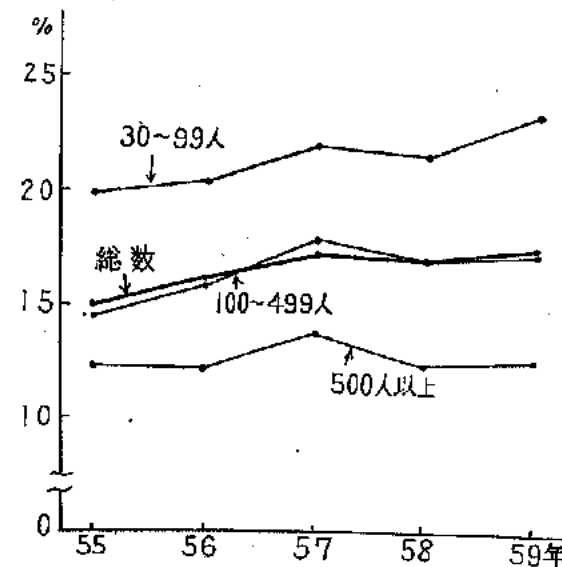
労働省——婦人少年局調

また、事業場の規模別に女子労働者中にしめる有夫者の割合をみますと、規模の小さい事業場に有夫者が多く、30~99人の事業場が最も多い割合で、23.7%、ついで100~499人が17.6%、500人以上では12.8%となっています。本年はいずれの規模においても前年の比率を上回っています。

(図16)

1959年1カ年間に出産した女子(産前休暇者数)は、女子労働者の1.4%で、有夫労働者数の12.4%にあたり、前年より減少しましたが、一方妊

図16 女子労働者の中に占める有夫者の割合
(1955~59年)



労働省——婦人少年局調

婦または分娩を理由として退職した者は妊産婦の41.8%で、前年の41.1%、57年の38.3%に対して大幅に増加しました。

産業別では卸売業・小売業の61.8%、建設業の55.8%、製造業の48.4%等に退職率が高くなっており、サービス業、運輸通信業が比較的低くなっています。また規模別では小規模事業場ほど妊産婦に対する退職者の割合が高くなっています。

なお、妊産婦の退職者を退職時期別にみますと、産後休暇後の退職者が46.2%で約半数を占め、産前休暇前の退職者が42.5%、産前産後休暇中の退職者が11.3%となっており、産前休暇前の退職者が増加する傾向を示しています。

——産前産後の休暇——

産前産後の休暇の状況をみると、1人平均休暇日数は産前33.6日、産後46.2日で前年より産前は0.6日増、産後は0.1日少なくなっています。これを産前産後それぞれ6週間以内休んだ人と、6週間を超えて休んだ人とに分けてみますと、産前では6週間以内が75.4%、6週間を超えるものが21.3%、産後では5週間以上6週間以内が60.5%、6週間を超えるものが34.6%といずれも6週間以内の人が多くなっています。(表34)

表34 産前産後休暇者割合
(1957~59年)

	1957年	1958年	1959年
産前休暇			
休 暇 者 数	100.0	100.0	100.0
休暇日数6週間以内の者	73.8	72.6	75.4
“ 6週間を超える者	23.5	20.8	21.3
“ 不 明 の 者	2.7	6.6	3.3
1人平均休暇日数	33.4日	33.0日	33.6日
産後休暇			
休 暇 者 数	100.0	100.0	100.0
休暇日数5~6週間以内の者	65.8	55.1	60.5
“ 6週間を超える者	30.0	35.0	34.6
“ 不 明 の 者	4.2	9.9	4.9
1人平均休暇日数	45.4日	46.3日	46.2日

労働省—婦人少年局調

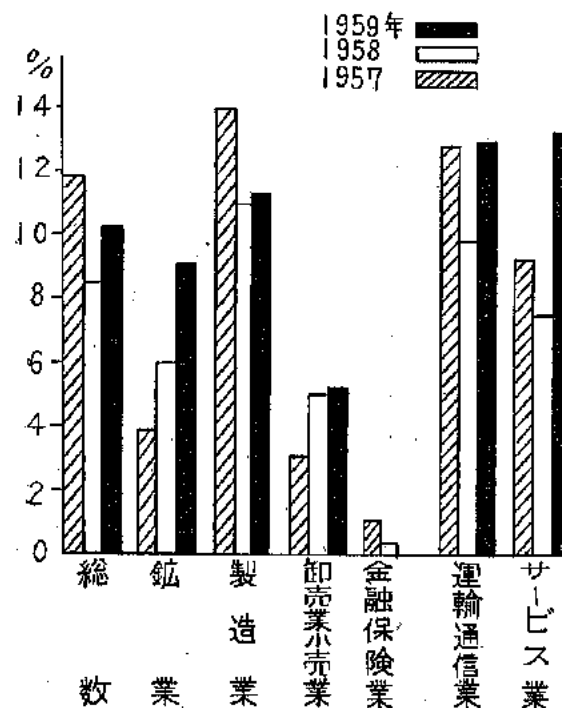
産前産後休暇中の賃金については、基準法には特に規定がありませんから、各事業場で労働契約、労働協約、就業規則等によって労使の間で公正に定められるのが望ましいでしょう。

出産の中に占める死産の割合は6.7%で、小規模事業場ほど死産率が高く、産業別では電気・ガス・水道業、鉱業、運輸通信業が高く、サービス業が一番低率となっています。

——産前における軽易業務転換——

妊婦のうち軽易業務に転換した者の割合は10.3%で、前年の9.5%より高くなっています。産業別にみるとサービス業が最も多く13.3% (前年は7.6%)、ついで運輸通信業の13.0% (前年は9.9%) です。かわる仕事の内容は職種によつてさまざまですが、だいたい筋肉労働から事務労働へ、立作業から坐作業へ、交替制勤務から昼間勤務にうつる等が主なものです。

図17 産前において軽易業務に転換した者の割合



労働省—婦人少年局調

また、仕事をかわった時期は、産前6週間より前にかわったものが31.2%、6週間以後にかわったものが18.8%となっています。(図17)

規模別には産前6週間より前にかわつた者の割合がどの規模も増加しています。

——育児時間および施設——

出産者のうち育児時間を請求した者は32.7%で前年の38.9%、57年の44.3%より少なくなっています。事業場の規模別にみますと、100～499人の

表35 育児時間を請求した者の割合
(1957～59年)
(産婦数=100)

	1957年	1958年	1959年
総 数	44.3%	38.9%	32.7%
30 人 ～ 99人	50.5	39.4	29.1
100 ～ 499	42.2	39.0	36.4
500 人 以 上	43.2	38.2	30.3

労働省——婦人少年局調

事業場が最も多く36.4%、ついで500人以上の事業場、30～99人のところは29.1%となつています。与えられた時間は、1日2回各30分を与えられた者が65.7%、1日2回30分をこえて与えられた者が34.3%です。(表35)

このように出産者の半数近くが育児時間を利用する現状からみて、婦人労働者の育児が円滑に行なわれるために、授乳施設や託児施設が設けられることがのぞまれます。

——生 理 休 暇——

女子労働者のうち、年間1回でも生理休暇をとつた者は59年は24.4%で、これは女子労働者の約4分の1に相当し、前年の18.8%、57年の20.0%にくらべるとやや増加しています。

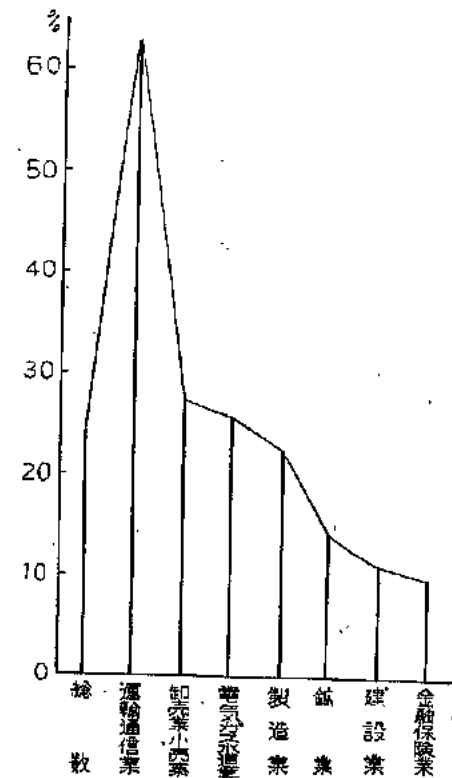
事業場の規模別に請求状況をみますと、規模の大きいほど多くの人がと

っており、500人以上の事業場は33.5%、100～499人では26.2%、30～99人では11.5%で例年よりやや増加しています。

産業別ではたばこ製造業は78.3%で全産業中依然として高率を占め、ついで電気機械器具製造業の37.6%、鉄鋼業の33.2%、化学工業の26.4%等で、それに反してサービス業6.5%、金融・保険業10.1%、建設業11.5%は殊に低率を示しています。(図18)

生理休暇をとつた女子労働者だけについてみると、1人平均請求回数は

図18 生理休暇を請求した者の割合 (1959年)
(女子労働者数=100)



労働省——婦人少年局調

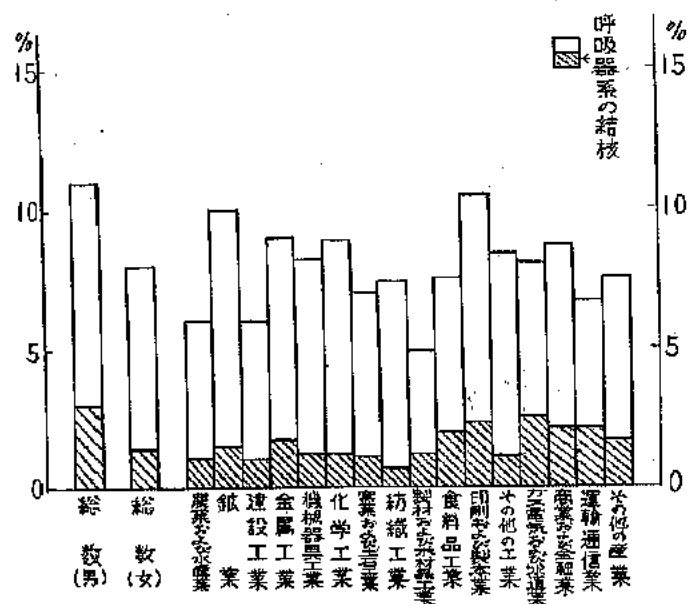
年間通じて4.5回で、1回の平均日数は1.5日となっています。

4. 婦人と労働衛生

労働基準法のさだめにより、特殊の例外を除いて、事業場は労働者に年1回、または業務の種類により年2回の定期健康診断を受けさせなければならないことになっています。

この定期健康診断結果報告によりますと、全産業平均罹病率は女子7.8%、男子10.7%で、女子が男子より低いのは例年のとおりです。また男女とも前年に比べ罹病率が低くなっています。

図19 女子の産業別罹病率
(1959年)



労働省——定期健康診断結果報告

呼吸器系結核の罹病率は女子1.4%、男子2.7%で、これも前年に比べて罹病率は低くなっています。産業別に結核罹病率をみますとガス・電気及び水道業の2.5%を最高に、印刷及び製本業2.3%、商業及び金融業2.1%、運輸通信業2.1%等は高く、繊維工業は0.7%で最低になっています。しかしいずれも罹病率は年々低くなっており、これにより結核対策がゆきわたってきていることがわかります。

業務上の疾病についてみますと、女子の全産業平均罹病率は0.05%で前年と同率、男子は0.27%で前年よりやや高くなっています。産業別にみますと、鉱業0.29%、機械器具工業0.12%、窯業及び土石工業0.11%、金属工業0.10%等が高くなっており、繊維工業は0.02%でかなり低くなっています。(図19)

次に労働省の労働者疾病休業実態調査(7月、12月)によりますと、所定労働延日数のうちに占める休業延日数(病氣休暇、年次有給休暇、生理休暇、産前産後休暇、その他所定労働日に休業したものはすべて含まれる)の割合は、7月には女子6.67%、男子7.45%、12月には女子6.65%、男子7.26%でいずれも女子の方が低くなっています。また所定労働延日数のうちに占める疾病による休業延日数の割合(疾病休業率)は7月、12月ともに女子2.2%、男子2.3%でこれも女子の方がわずかに低くなっています。

産業別に女子の疾病休業率をみますと、運輸通信業(7月2.8%、12月2.9%)卸売業・小売業(7月2.7%、12月2.6%)等が高く、製造業(7月2.1%、12月2.0%)は最も低くなっています。しかし、製造業のなかでもたばと製造業(7月3.7%、12月3.4%)、木材(7月2.5%、12月2.6%)、窯業(7月2.5%、12月2.8%)、家具(7月2.7%、12月2.6%)などは疾病休業率が高くなっています。(表36)

疾病の種類別にみますと7月、12月共に感冒による休業件数が最も多く、次いで胃腸性疾患となっています。特に12月は感冒による休業件数が多く

表36 産業別休業率および疾病休業率
(34年、7月、12月)

		休 業 率 1)		疾 病 休 業 率 2)	
		7 月	12 月	7 月	12 月
女	全 産 業	6.67	6.65	2.20	2.06
	鉱 業	8.80	7.74	2.27	1.77
	製 造 業	6.60	6.48	2.13	1.99
	卸売業・小売業	6.72	7.48	2.69	2.60
	金融保険業	6.28	6.09	2.30	2.14
	運輸通信業	7.25	9.72	2.73	2.94
男	全 産 業	7.45	7.26	2.30	2.11
	鉱 業	14.55	15.08	4.78	4.03
	製 造 業	6.62	6.42	1.97	1.88
	卸売業・小売業	5.47	5.75	1.99	1.83
	金融保険業	6.09	5.64	2.02	2.43
	運輸通信業	6.07	6.24	2.40	2.06

注 1) 休業率とは所定労働延日数に対する休業延日数の割合

2) 疾病休業率とは所定労働延日数に対する疾病休業延日数の割合

労働省——労働者疾病休業実態調査

なっています。一方休業日数からみますと呼吸器系の結核が最も高率を示しています。このような現象は各産業にわたってみられる共通なものが、なお各産業ないしは業種によつてかなりの差異がみられます。

このうち女子の多い産業についてみますと、繊維工業では胃腸性疾患、皮膚及び疎性結合組織の疾患（瘍、疔、蜂巣膜炎など）、骨及び運動器の疾患（関節炎、リュウマチなど）が、卸売業・小売業ではビタミン欠乏症、消化器系の疾患が、金融保険業では呼吸器系の結核、感冒、精神病及び精神神経症が、運輸通信業では胃腸その他の消化器系疾患、泌尿器系の疾患

が、それぞれ他産業に比べて比率が高くなっているのが目立ちます。

5. 婦人と労働災害

女子は男子に比べて作業の種類が異なっている場合が多く、また労働基準法でも女子が坑内労働、重量物取扱業務、その他一定範囲の危険有害業務につくことを制限または禁止していますので、婦人の労働災害は男子に比べてはるかに少くなっています。1959年における労働者の総死傷件数

(注) は、前年に大巾な減少を見せたのに対しこの年は再び増加して435,017件、前年に比べ10.2%増となっています。このうち成年女子の死傷件数は24,863件で前年の8.9%増（前年は11%減）、成年男子は390,925件で11.0%増（前年は25%減）となっています。これからみまると、大体毎日70人近く的女子労働者と、1,000人余りの男子労働者が何らかの災害を受けていることになります。

このように労働災害が増加したのは景気の上昇に伴つて労働時間数が増加したこと、臨時工などの不熟練労働者が多数雇用されたことなどによるものと思われます。

(注) 1959年1～12月の間に発生し、報告された休業8日以上死傷件数で、男女成年労働者と年少労働者を含む。

労働災害発生率（労働者数1,000人に対する死傷件数の割合）をみますと、女子は5.8で、男子35.9の約6分の1に当たっています。災害発生率は産業によつてかなりの差があり、建設事業の37.2（男子87.1）を最高に、貨物取扱事業34.5（男子128.1）、鉱業31.9（男子124.3）などが高くなっています。（表37）

災害の発生原因をみますと、物の取扱運搬によつておこる災害、一般動力機による災害、物の飛来崩壊による災害などが多くなっていますが、その他物に撃突したり、釘等を踏抜いてけがをする災害、墜落災害、動力運

表37 産業別死傷災害発生状況
(1959年)

	死 傷 件 数		災 害 発 生 千 人 率	
	女	男	女	男
計	24,863	390,925	5.8	35.9
製 造 工 業	13,119	120,929	6.9	25.7
鉱 業	1,392	57,464	31.9	124.3
建 設 事 業	6,306	114,357	37.2	87.1
運 輸 事 業	1,224	19,824	13.2	21.4
貨 物 取 扱 事 業	977	34,524	34.5	128.1
そ の 他	1,845	43,827	0.9	13.7

注) 災害発生千人率 = $\frac{\text{死傷件数}}{\text{労働者数}} \times 1000$

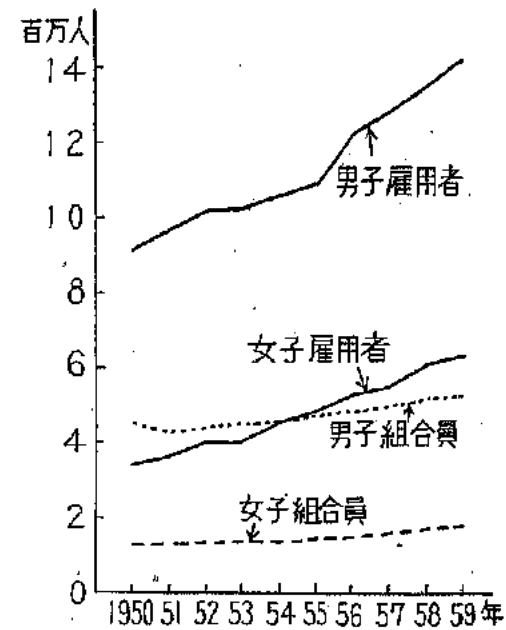
労働省——労働者死傷報告

搬機災害、手動機工具災害などがあげられます。

IV 労働組合のなかの婦人

戦後、労働組合の組織化は急速な発展をとげ、これに伴って男女労働組合員数の増加も著しいものがありました。1949年を一応頂点とし、その後一時減少しました。しかし1953年頃から再び徐々に増加しはじめ現在に至っています。

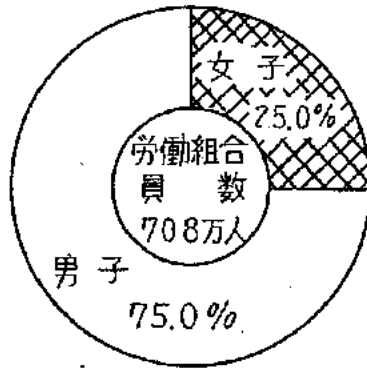
図20 雇用者数および組合員数の推移
(1950～59年)



労働省——労働組合基本調査

労働省の労働組合基本調査によりますと1959年6月には全国の単位労働組合39万に加入している組合員総数は708万人、このうち女子は177万人に達しています。女子組合員数は前年同月に比べ8万人（4.6%）の増加と

図21 単位労働組員数
(1959年6月)



労働省——労働組合基本調査

なっており、男子組員数の増加率 (2.3%) を上廻つたため、組員総数中に占める男女の比率も女子25.0%、男子75.0%と前年 (女子24.6%、男子75.4%) に比べわずかながら女子の比率が高くなっています。(図20, 21)

この女子の比率が上昇したのは製造業 (主として食料品製造業、電気機械器具製造業、精密機械器具製造業など)、卸売業・小売業、金融・保険業およびサービス業などの増加によるものと考えられます。

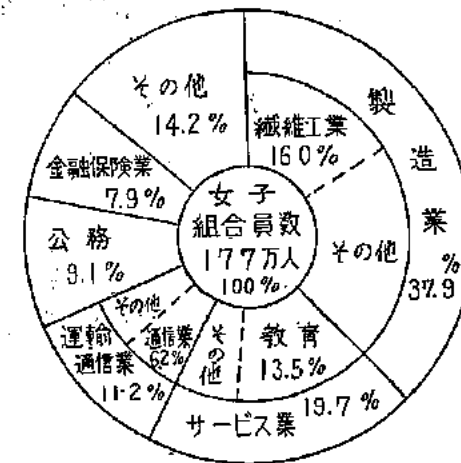
このように女子が組員総数の4分の1を占めているということは、数の上からみても女子が組織のなかで相当大きな力を持つていることを示すものでありましょう。

次に、雇用者総数中に占める組員数の割合 (組織率) をみますと、女子28.1%、男子37.3%で前年に比べますと女子は0.3%増加し、逆に男子は1.3%減少しています。これは前述したように女子組員の増加率が男子のそれよりも高かつたこと、それに加えて雇用労働者数の対前年増加率が男子より女子に低かつたことによるものです。

女子組員数の産業別分布をみますと、製造業の67万人 (全産業女子組員総数の37.9%) が最も多く、次いでサービス業35万人 (19.7%)、運輸通信業20万人 (11.2%)、公務16万人 (9.1%)、金融・保険業14万人 (7.9%) 等があげられます。なお製造業のうち42%は繊維工業、サービス業のうち69%は教育、運輸通信業のうち56%は通信業によつて占められています。

(図22)

図22 産業別女子単位労働組員数
(1959年6月)

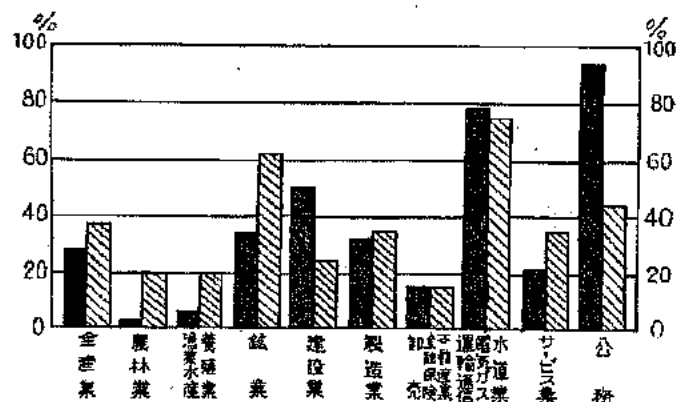


労働省——労働組合基本調査

産業別の組織状況をみますと、女子雇用者数が必ずしも多くない公務 (組織率94.1%)、運輸通信・電気ガス水道業 (77.8%) 等が高い組織率を示し、一方女子雇用者数の多い製造業 (32.4%)、サービス業 (21.3%)、卸売小売・金融保険・不動産業 (14.9%) 等は組織率が低くなつていて、これらの分野における未組織労働者の多いことがわかります。(図23)

次に、組員総数中に占める女子の比率を産業別にみますと、卸売業・小売業、金融保険業、サービス業等は総数の3分の1以上を女子が占め、

図23 産業および男女別推定組織率
(1959年6月)



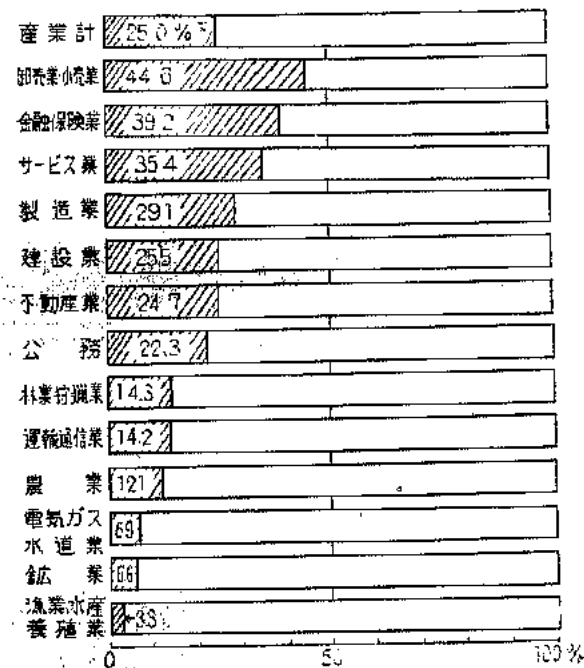
労働省——労働組合基本調査

製造業はこれよりやや下廻っています。(図24) 製造業のうちでは衣服その他の繊維製品製造業、繊維工業等は女子が7割を占め、たばこ製造業、ゴム製品製造業も半数近くが女子となっています。またサービス業のうちでは医療保険業、教育等がそれぞれ女子の占める比率が高くなっています。

労働組合には一つの会社や工場の労働者によって組織される企業別組合、同じ産業あるいは同じ職業の労働者が横のつながりをもつて全国的な組織をつくる産業別組合、職業別組合などの形がありますが、わが国では企業別組合の形をとるものが圧倒的に多く、その多くは産業別の連合体をつくっています。そしてこれらの全国組織や連合体は更に集まって上部連合体を形成しています。

上部連合体としては、総評(日本労働組合総評議会、傘下組合員数 367万人)、全労会議(全日本労働組合会議、83万人)、新産別(全国産業別労働組合連合、4万人)、その他に以上の組合に加盟しない全国組合(108万人)

図24 産業別労働組合員数の男女別構成
(1959年6月)



労働省——労働組合基本調査

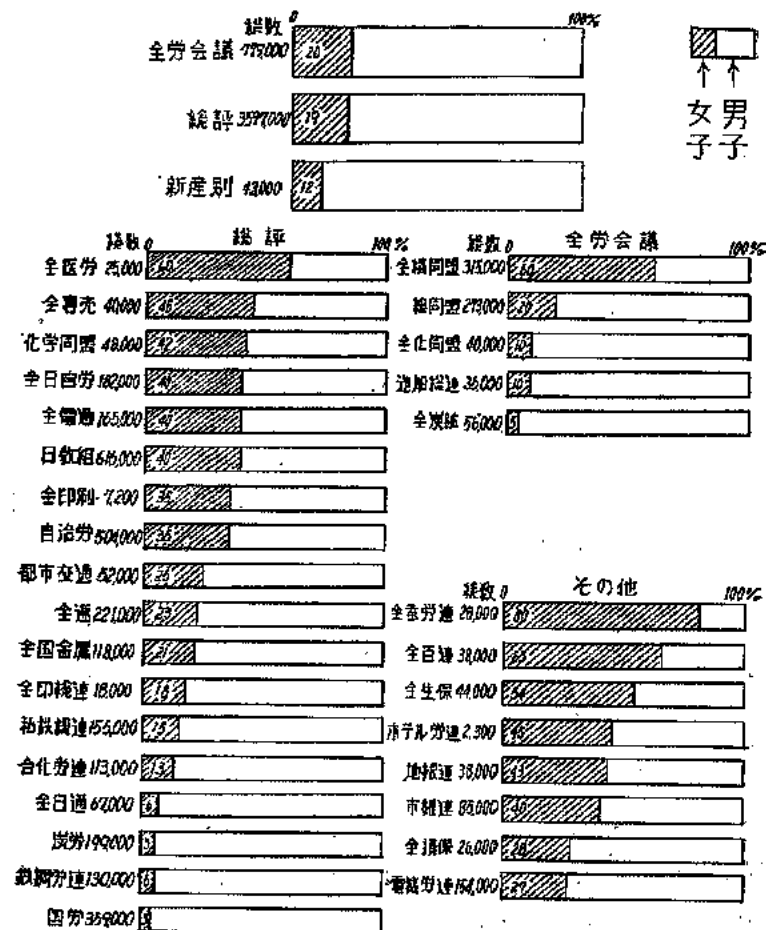
があります。

各団体のなかの女子組合員数の割合は、全労会議20%、総評19%、新産別12%となっています。

これら上部団体の傘下組合のうち女子組合員の占める比率が高い団体として、全労傘下の全職同盟(60%が女子)、総評傘下の全医労(60%)、その他では全蚕労連(80%)、全百連(65%)、全生保(54%)などがあげられます。(図25)

また、中小企業に働く労働者の組織化については従来中小企業のもつ前近代的性格が反映して全体に大きな進展がみられず、未組織労働者を多く

図25 全国主要労働組合における女子組合員数の割合
(1959年)



組合員数 1959年6月労働省労働組合基本調査
女子組合員の割合 1959年6月労働省婦人少年局調

労組形式による組織化を推進してきています。労働省調「合同労組の現状」による1957年9月末現在の合同労組数は402組、約7万6千人で、その後の労組新規結成数をみると1958年には77組、1959年には87組と順調な伸びをみえています。(資料、労働省「中小企業労働情勢」)

このような動きから、中小企業に働く労働者の組織化への傾向は漸次高まってきましたがさきにも述べたとおり、女子雇用者の約63%が100人未満の中小規模事業場に働いている状態を考えると、これら中小企業労働者の組織化の進展は、今後の女子組合員数の飛躍的増加をもたらすための大きな力となるものといえましょう。

残している現状ですが、とと数年来総評をはじめ主要労組では中小企業労働者組織化促進方針を強く打ち出しており、殊に総評では1955年以来合同

1960年8月10日 印 刷

1960年8月30日 発 行

1959年

婦人労働の実情

婦人労働資料 No. 79

編 集 者 東京都千代田区大手町1の7
労 働 省 婦 人 少 年 局

印 刷 所 東京都千代田区麹町5の2
杉 田 屋 印 刷 株 式 会 社